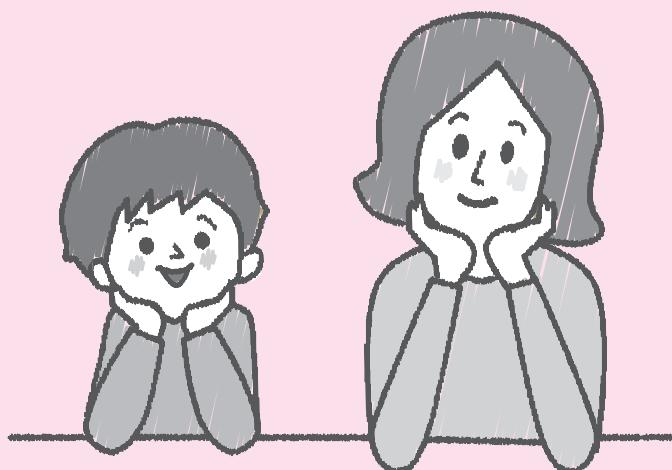


DV被害を経験した シングルマザーと子どもに関する実態

聴き取り調査報告



2019年10月

認定NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ

はじめに

1992年、女性の人権を守り、男女平等社会の実現をめざして、ウイメンズネット・こうべは発足し、様々な活動を行っていました。1995年、阪神淡路大震災発生直後に、女性支援ネットワークをたちあげ、女性のための電話相談や女性支援セミナーを開設しました。女性のための電話相談の6割がDV相談であったことから、震災以降は、DV被害女性の支援が当団体の主な活動となり、DV防止法が成立するまでは、毎年1000件近い相談を受け同行支援も始めました。2004年、緊急一時保護のため民間シェルター「ともだちの家」を開設。2019年3月末で、延328組の女性や母子（子ども388人）を保護し、生活再建まで伴走支援を行っております。

2017年度の内閣府調査によれば、既婚女性の3人に1人がDVを経験し、その内7人に1人が生命の危険を感じるほどの暴力を受けています。しかし、家を出る女性は1割程度であり、多くの女性がDVのある家庭に留まっています。その後の経済的見通しがたたないことや子どものためが大きな理由です。DVから離脱した女性の多くが、仕事、人間関係、コミュニティ等を失い、新たな地域で孤立と貧困に苦しんでいます。

特に母子の場合、貧困+孤立+子育ては児童虐待に陥ることも少なくありません。「私たちは暴力か貧困しか選べないんでしょうか?」というシングルマザーの言葉を忘れることができません。少子化の呼ばれる日本社会にとって、全ての子どもたちが健やかに育つことは最優先課題のはずなのに・・・。DV防止法は防止と保護の法律であって、その後の生活再建への支援施策は不十分です。DV被害を経験した18組のシングルマザーへの聴き取り調査から、彼女たちがどのような困難を抱え、どのような支援を必要としているかを明らかにし、母子家庭であっても、安心して生きられる社会に向けて、行政や地域に支援の充実を働きかけていきたいと思っています。

認定NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ 正井禮子
2019年10月10日

2019年 NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネットこうべ実施
**DV被害を経験したシングルマザーと子どもに関する実態
聴き取り調査報告**

I. 調査の目的

2001年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」）が制定され、その後数回にわたり改正されてきた（なお、2013年改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた）。

しかしながら、DV防止法は、防止と保護を目的とする法律ではあるが、実際のところ、DVを経験して別居・離婚したシングルマザーやその子どもの保護の後の支援については、いまだ不十分である。

当団体は、長年に渡ってDV被害を経験したシングルマザーやその子どもたちに対して支援を行なってきた。そして、支援を行う中で、DV被害を経験したシングルマザーたちが、別居・離婚後に貧困や孤立に苦しんでいる姿を数多く目の当たりにしてきたのである。

そこで今回、別居・離婚後のDV被害を経験したシングルマザーの実態を明らかにすること、および実態調査の結果をふまえて、必要な支援のあり方を検討するために調査を実施した。

II. 調査の概要

1. 調査の方法

本インタビュー調査は、当団体が支援を行なったDVを経験し離婚したシングルマザーないし当団体の運営するWACCAを利用したことのある、DVを経験し離婚したシングルマザー23名に対してインタビュー調査協力の依頼を行い、同意を得られた18名に対してインタビュー調査を行なった。

インタビュー調査の実施期間は、2019年3月から5月である。実施場所は、当団体事務所ないしWACCAにて行なった。インタビュー時間は、個人差があるが、おおよそ1時間から2時間半である。インタビュー調査実施者は、調査実施責任者として中心的役割を担う当団体スタッフ1名および記録員としてボランティアスタッフ1名である。精神的ケアが必要となる協力者の場合は、専門的知識を有するボランティアスタッフが同席した。

(注1) WACCA…DVから離脱後、新たな地域で孤立しがちなDV被害女性やその子どもを支援するため、スタッフ常駐の居場所として、当団体が2013年に神戸市内に開設。

2. 調査内容

インタビュー調査は、DVを経験し離婚したシングルマザーの別居後の生活状況について質問を行なった。具体的には、①本人とその子どもの健康状態、②子育ての困難、③就労状況、④住居問題、の4項目を中心にインタビューを行った。

インタビュー調査協力者18名に関する詳細を、表1に掲げている。表において、各項目の内容は、インタビュー調査協力者から得られた情報に基づくものである。

3. 調査における倫理的配慮

インタビュー内容については、結果の公表に際して個人の特定が行われないように配慮した。さらに、公表については、個々の協力者に同意をいただいた。

III. 使用した調査票

調査票は、II. の2. で掲げた4項目について尋ねる調査票を作成し、その調査票に基づいてインタビュー調査を行なった。調査内容の詳細については、結果と合わせて、IV. に記載した。

なお、今回の調査では、調査票の他に、調査協力者であるシングルマザーたちの現状をより詳細に把握するために、NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西の「ひとり親家族の保護者と子どもたちの生活実態と課題に関する調査」にて作成・使用されたアンケート質問票「シングルマザーと家族に関するアンケート」を、神原文子教授の同意を得て、使用した。「シングルマザーと家族に関するアンケート」の結果は、本報告の36ページ以降に記載した。

表1 インタビュー シングルマザー一覧

| | Aさん | Bさん | Cさん | Dさん | Eさん | Fさん | Gさん | Hさん | Iさん | Jさん | Kさん | Lさん | Mさん | Nさん | Oさん | Pさん | Qさん | Rさん | |
|--------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------|
| 現在の年齢 | 30代 | 50代 | 40代 | 30代 | 40代 | 40代 | |
| 夫と別れてからの期間 | 5年以上 | 1年以内 | 1年以上 | 5年未満 | 5年以上 | 5年未満 | 1年以内 | 5年以上 | 5年以上 | 5年以上 | 5年未満 | 1年以上 | 5年未満 | 5年以上 | 5年以上 | 5年以上 | 1年以内 | 5年以上 | 5年以上 |
| ひとり親家庭になった年齢 | - | 50代 | 30代 | 30代 | 20代 | 30代 | 20代 | 30代 | 20代 | 30代 | 40代 | 30代 | 20代 | 30代 | 20代 | - | 40代 | 40代 | |
| 最終学歴(本人) | 大学 | 短大 | 大学 | 中学校 | 高校 | 高校 | 大学 | 高校中退 | 大学 | 短大 | 高校 | 高校 | 短大 | 高校 | 短大 | 短大 | 大学 | | |
| 子ども | 大学生2人 中学生2人 小学生1人 中学生1人 | 大学生1人 小学生2人 小学生1人 中学生1人 | 大学生1人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | 小学生1人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | 小学生1人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | 小学生2人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | 中学生1人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | 中学生1人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | 中学生1人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | 中学生1人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | 高校生1人 中学生1人 小学生1人 中学生1人 | 高校生1人 中学生1人 小学生1人 中学生1人 | 高校生2人 中学生1人 小学生1人 中学生1人 | 小学生2人 中学生1人 小学生1人 中学生1人 | 小学生2人 中学生1人 小学生1人 中学生1人 | 中学生1人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | 中学生1人 小学生2人 中学生1人 小学生1人 | 中学生1人 小学生1人 小学生1人 中学生1人 | |
| 就業形態 | パート等 無職 | 派遣社員 | 派遣社員 | パート等 無職 | パート等 無職 | 自営業主 | パート等 無職 | 嘱託職 | パート等 無職 | パート等 無職 | パート等 無職 | パート等 無職 | 正社員 | 正社員 | 無職 | パート等 正社員 | 正社員 | 正社員 | |
| 月収(手取り) | 220000 0 | 140000 | 78000 | 80000 | 100000***注 | 100000 | 80000 | 230000 | 80000 | 0 | 0 | 80000 | 250000 | 260000 | 0 | 140000 | 300000 | | |
| 毎月の養育費の額(円) | なし | なし | 150000 | 40000 | なし | なし | 60000 | なし | 20000 | なし | なし | 40000 | 80000 | 100000 | なし | なし | なし | なし | |
| 生活保護 | なし | あり | なし | あり | なし | なし | なし | なし | なし | あり | あり | なし | なし | なし | なし | あり | なし | なし | |
| 住まい | 民間アパート/マンション | 民間アパート/マンション | 親せきの家賃貸戸建て | 賃貸戸建て | 民間アパート/マンション | 民間アパート/マンション | 公営住宅 | 公営住宅 | 民間アパート/マンション | 民間アパート/マンション | 両親の家 | 両親の家 | 民間アパート/マンション | 民間アパート/マンション | 持ち家 | 民間アパート/マンション | 民間アパート/マンション | 持ち家 | |
| シェルターを利用したか | はい | はい | はい | はい | いいえ | いいえ | いいえ | いいえ | はい | はい | はい | はい | いいえ | いいえ | はい | はい | いいえ | いいえ | |

*注:高等職業訓練促進給付金 月額100,000円

IV. 質問および結果

1. 母子の健康状態について

1-1. あなたの現在の健康状態についてお聞きします。

(1) 夫と別れてからの期間は？

今回調査を行った18名の、夫と別れてからの期間は、別居後「1年未満」は4名、「1年以上5年未満」は4名、「5年以上」は10名であった。

DV被害を経験して別居・離婚を行なったシングルマザーの中には、別居から離婚までの期間が開いている方も多い。そのため、離婚時ではなく、別居時からの期間を尋ねた。

(2) 夫と別れてからの健康状態の変化はどうですか？

18人全員に対して夫と別れてからの健康状態の変化について質問を行なったところ、以下のような回答が得られた。

精神的な健康状態の変化と、身体的な健康状態に分けて質問を行った。

精神的に「良くなった」は16名、「変わらない」は1名、「悪くなった」は1名であった。

身体的に「良くなった」は11名、「変わらない」は2名、「悪くなった」は5名であった。

精神的・身体的ともに「良くなった」と回答した人は、11名である。身体的に良くなかったと回答した人はいずれも精神的にも良くなかったと回答していた。

さらに具体的な状況について伺ったところ、離婚後の精神的・身体的な変化について、将来的な不安で一度は悪化したもの、次第に改善していったということが語られた。

【自由回答】

良くなった

- 別れてから、（夫に）殴られない・会わなくていい、一緒に生活をしなくていいという安心感が得られた。
- 身体的な傷がなくなった。
- 体が震えなくなった。
- 同居中は先回りして問題がないように考えなければならなかつたが、それがなくなったのすごく楽になった。
- 家に帰って来て誰もいないから、誰も私のこと見ていない（監視）、子どもと二人だから。
- 働くようになってから少し元気を回復した。将来の目標ができて、頑張ろうという気持ちになれた。
- 調停後2~3か月後、経済的見通しがついて、なんとかやっていけると思えたことが不安の軽減に役立ち体調が回復した。

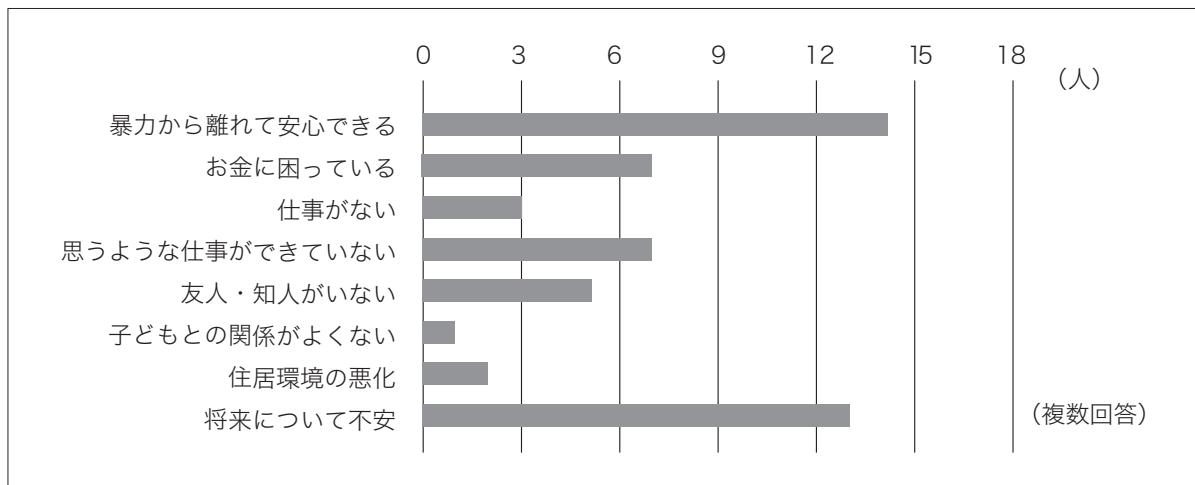
-
- 身体的に別れてよかった。食べられる様になった。離婚前は食べられなかった。食費を極端に制限され、優先するのは夫と子どもで自分は後回しになり、ずっと病気がちだった。
 - 離婚して、3年くらいして自由にできるようになると、楽になった。体調も良くなった。お金を使うことに罪悪感を持たされていた。必要なことさえも。今は使えると思えるようになった。
 - 離婚後生活が落ち着いてきた頃、食欲も出てきて元気になった。
 - （別居する2年前ごろから別居後数ヶ月間、毎日39度近い発熱が続いていたが）別居して1年後、熱が出なくなった。
 - 今は元気。相手のことはどうでも良いと言う感じ。
 - 別居して楽になった。眠れるようになった。

悪くなった

- 仕事が変わったり辞めたりといったことで、不安になった時に周期的に体調が悪くなる。
- 複雑性PTSDと診断された。
- 夫と別れたことは精神的には楽になったが、離婚後、あまりの貧困からストレスで体調が悪くなかった。
- 離婚後、1歳半の子どもと二人きりになったことで、将来への不安で疲れなくなり、頭痛や吐き気もあった。精神科に通った。
- 別居後、調停のストレスから一時的に体調が悪くなかった。頭痛。吐き気。食べても吐く等。
- 生活が落ち着くまで食欲がなくなった。重だるい倦怠感があった。痩せた。
- とても疲れた。なんか色々あった。（一人で育てる）責任がすごいから。頭が痛くなったり、背中が痛くなったり、肩こりだったり。
- 別居してから精神的に不安定だった。一年くらいは回復にかかる、その後も2、3ヶ月に1回悪夢、それが半年に1回になり、という感じで回復していった。
- フラッシュバックに近い。向こうに追いかけて殺されそうになる夢ばかり見た。
- 健康状態は波があった。
- 別居直後は混乱した。気持ちが焦って、人に依存的になり、じっと何もしない時間を過ごせなかった。

(3) あなたの現在の生活状況はどうですか？

18人全員に対して現在の生活状況について尋ねたところ、次頁のような回答が得られた。
複数回答での回答である。



「暴力から離れて安心できる」という回答が最も多く、14名であった。次に多かったのは、「将来についての不安」で13名であった。暴力から逃れたことによる安心感と同時に、将来的な不安を抱きながら生活しているということが示される。また、将来的な不安と同時に経済的な不安についての言及も多くみられた。

シングルマザーの就労状況については、「3. 現在の仕事の状況について」で詳しく報告を行う。

【自由回答】

- 将来への不安は大きい。常に不安がある。子どもをどうしていこうとか、いつまで働くかなど。
- 今までいた世界の人々と全く連絡が取れない、今もそう。このことはとても不安が大きい。
- 現在は派遣社員なのでこのまま仕事があるかどうか不安がある。
- 子どもが巣立った後のことを考えるとどうなるのかなと思う。
- 言語面での不安。（夫が日本人だった、外国籍の方）
- もし生活保護やめたら、年金とか保険とかがどうかな、と。税金もあるし。そういうことを考えると生活保護でないとまだちょっと不安がある。
- 中学になる子どものことが心配。中学になるとお金がかかると聞いていて、それが不安。
- 元夫に会うかもしれないという不安はいまだにある。保育所を変えなかったので、夫が来るかも知れないとも思った。いつか養育費が止まるかもしれないとか。
- どういう状況でも不安がある。
- 将来について不安。自分の健康を保つこと。今後（親の）介護問題も迫っている。お金もさらにかかるてくる。
- 私一人で子ども育てきれるかは心配。

(4) 離婚後、あなたの健康のためにどのような支援があつたらしいですか？

【自由回答】

- 平日は働いているため支援を受けることができない。土日祝日にも支援が欲しい。
- 電話でいいから安否確認などをしてほしい。私が死んでも誰も気づかないのではと不安に思ったこともある。「元気かな？」の一言でもあれば嬉しい…。
- 自分自身に何が起つたのかを知りたい。心の動きのような。これを知らないといい方向に進めないとと思っている。
- 男性のボランティアさんがいてくれると（子どもの遊び相手として）いいと思う。
- 一日、数時間でも無料で、子どもを預かってくれるところが欲しかった。夜勤のために安心して子どもを預けられる夜間の保育施設が欲しい。
- 子どもを預けて一人でゆっくりする時間が欲しかった。一日、朝から夕方まで一人でいる時間が欲しかった。二人っきりだったので、ストレスを子どもにぶつけてしまった。
- 自分が倒れたその時にサポートしてくれる支援がほしい。ファミリーサポートのような事前予約の手続きが必要なく、助けてほしいときにすぐ助けてくれる制度があればいいのと思う。いつ何があるかわからない。事前予約が必要だと利用しにくい。
- 24時間対応があれば。いつでも依存していいというのは不適切だけれど、いつ不安になるかわからない。自分のタイミングで相談できたらいいのに。
- 心身の健康のためにも、経済的支援をして欲しい。
- 誰かが、事務的でなく、話を聴いてくれる人が欲しい。カウンセラーでは固くて身構えてしまう。
- どこかでスポーツや、リラックスできる施設・場所が欲しい。
- 一人の時間を持てたり、ストレスを発散できるところがあつてほしい。
- 調停中にカウンセリングが欲しかった。
- 子どもを預かってくれるところ。ファミリーサポートを使っていたが1時間800円かかる。預けるための費用の支援が欲しい。
- 追跡されない、安全な住居が欲しかった。長男は転校したら学校に行けなくなるのではと思い、同じ校区内で転居した。

上記の自由回答から、本人の心身の健康のために、休日・夜間でも相談できる窓口や、カウンセリング、たまには、母親自身がリラックスできるような支援が必要であると言える。

1-2. あなたのお子さんの現在の健康状態についてお聞きします。

(1) 夫と別居してから、あなたのお子さんの健康状態はどうですか？

18名全員に対して別居後の子どもの健康状態について尋ねたところ、以下のような回答が得られた。回答の対象となった子の総数は31名である。なお、18歳以上の子どもについては独立しており回答から除いているため、実際の子の総数は33名である。今回の調査では、全員のシングルマザーが子どもと同居していた。

別居後の子どもの健康状態については、「変わらない」という回答が多く、14名であった。「良くなった」は12名、「悪くなった」は4名であった。

【自由回答】

良くなった

- 母親に対して甘えるようになった。
- 大人の男性を怖がらなくなった。
- よくしゃべるようになったり、前向きな発言が増えた。
- 家を出てからしばらく子どもはおかしくなったが、今は落ち着いて健康である。
- 大人の顔色を見ることが少なくなった。のびのびするようになった。自分のすることで父親の反応が変わると知っていたから。
- 精神的に良くなった。
- （同居時は毎日夜泣きをしていたが、）シェルターに入った瞬間に夜泣きがなくなった。
- 長男は毎月病院に行く程、体調を崩す子だったが、別居してからはそれがなくなった。
吐く、お腹壊す。妹は湿疹がすごかったが、そういうことがなくなった。
- 下の子は喘息が良くなった。同居している時には月2、3回発作が起きていた。

悪くなった

- もともとの子どもの持病が悪化した。医者からはストレスで出ているのでは、と言われた。
- 子どもが発達障害と言われて母子で3か月に1回、カウンセリングを受けている。子どもの多動は落ち着いた。

(2) 離婚後、お子さん的心身の健康のためにどのような支援があったらいいですか？

【自由回答】

- 母子家庭ということで偏見の目が向けられ、しつけができていないといわれる。何かあつたら「母子家庭だから」と言われるので、しつけ教室が欲しい。
- 母親以外の大人とかかわる機会が欲しい。特に男性とかかわることがほとんどないため、接し方がわからない。
- 母子ともにカウンセリングが必要だった。
- 習い事をさせてあげたいが、金銭的時間的に余裕がない。
- 男性のカウンセラーから、男児に対して性教育を話してほしい。私たちが学んでも直接子どもには話しにくいから。
- 低料金で夜間の保育が欲しかった。
- 経済的な支援がもっとあればよいと思う。
- キャンプや銭湯の引率。女親では男の子を連れていけない。
- 同じ人に支援してもらうことの大切さ。
- WACCAを知れたのは大きかった。同じ境遇のシングルマザーに出会うことができ、子ど

も達も同じ境遇の子と会えた。

- たわいもない子どもの話でも聴いてくれたりする場所があればよいと思う。
- 育てにくい子の支援がもっとあったら良かったと思う。
- 子どもの心のケアをしているところ。
- 働いているため、時間的な問題があり、必要な支援を受けることが出来なかった。

上記の自由記述から子どもの心身の健康のために、母子双方にカウンセリングがあったり、母親以外の信頼できる大人と安心して出会えるWACCAのような居場所が必要であることがわかる。

2. あなたの現在の子育て状況について

2-1. 別居後の子育てについてお聞きします。

(1) 別居後あなたの子育てが変わりましたか？

18名全員に対して別居後の子育てについて変化を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。

子育てが「非常にしんどくなった」は1名、「しんどい」は6名、「変わらない」は6名、「楽になった」は5名であった。

(2) 子育てが非常にしんどくなったり、しんどいという方にお聞きします。理由は？

子育てが「非常にしんどくなったり」「しんどい」と答えた7名に対して、その理由を複数回答で尋ねたところ、以下のような回答が得られた。

「相談相手や子育てを助けてくれる人が周囲にいない」が3名、「子どもの問題行動」が3名、「保育所に預けられない」が1名、「育児不安が強い」が1名、「母子関係が悪化した」が1名であった。

夫の元から逃げてきている場合、今までの人間関係を全て絶たれている人も少なくない。そのため周囲に子育てについて支援をしてくれる知り合い等がおらず、自分自身に何かあった時の子どもへの影響について不安を抱いていた。この不安は、本項目でだけでなく、調査の全体を通してしばしば語られていた不安である。また、子どもが成長するにしたがって子どもの問題行動や障害についての悩みを抱くようになっていた。

【自由回答】

- 相談相手や子育てを助けてくれる人が周囲にいない。
- （しんどさの）最初は、保育所に入れなかつたこと。児童養護施設に預けてまで働くかなければならなかつた。一か月間、子どもは施設に入った。
- 子どもが父親によく似ており、私自身が子どもに恐怖感を感じる。
- 体力的にしんどかった。

-
- 仕事がハードだった。ずっと働いていた。
 - 子どもの夜泣きがひどくて眠れなかつたこと。周囲に迷惑をかけてると思い辛かった。
 - 夫からの養育費も全くない中で、誰からの支援もなく、お金の苦労が絶えなかつた。
 - 子どもの障害のことがしんどかつた。勉強は自分一人でするが、サポートがないと。子育てを助けてくれる人がいなかつた。
 - 息子の将来がどんな風になるか心配。私が病気になつたら息子がどうなるかとか不安。
 - 気を使う人が一人減つて楽になつた面はあるが、しんどいものはしんどい。

2-2. 別居後の母子関係についてお聞きします。

(1) 別居後の母子関係はどう変化しました？

18名全員に対して別居後の母子関係の変化について尋ねたところ、「良くなつた」が8名、「変わらない」が7名、「悪化した」が3名であった。

(2) 母子関係が悪化した方にお聞きします。何が問題だと思いますか？

「悪化した」と回答した3名にその理由について尋ねたところ、以下のような回答が得られた。複数回答での回答である。

「子どもの問題行動」が2名、「母親の言うことを聞かない」が1名、「不登校」が1名、「子どもと過ごす時間がない」が2名であった。

【自由回答】

- 離婚後は小さかつたが、成長するにしたがつて反抗期に入ったころから悪化した。
- 離婚した理由（精神的DV）、父親の真実を子どもが認められない。環境が変わったことに対する不満を母親にぶつける。

(3) 子育てが楽になったと答えたかたにお聞きします。なぜだと思いますか？

【自由回答】

- 小学生の子どもについては、カウンセリングが非常にありがたかつた。あと、スクールカウンセラーの先生。セラピーを紹介してくれた先生が非常に信頼できる先生であった。
- 子どもたちが一年ずつ成長したというのもあって、手が離れたというのもあるが、私の精神状態が安定したことが大きいと思う。
- 子どもと私とあまり会話する時間なかつた。しかし今は二人だから私と話ができる。
- 私が意識して怒らなくなつた。私が怒らないと、子どももも変わつた。
- 親だから子どもだからというのではなく、一つの家族として支えあつてゐる。
- 夫から叩かれたり、暴力がなくなつたことで、お互いに信頼できるようになつた。
- 自分らしい子育てができるようになった。
- 別居して安心できるようになった。

-
- 子どもも私も理不尽に怒られることがなくなった。病院もスッといけるようになった。
 - 父親がいなくなったから。
 - 夫がいなくなり、子どもがパニック起こすようなことを言う人がいなくなった。

(4) あなたや子どもに、どのような支援があれば子育てが楽になり、母子関係が今より改善できると思いますか？

【自由回答】

- 住居と職業とお金。生活するために必要。
- カウンセリング。
- 体験や休日の育児サポート。
- 住居の支援が欲しい。家賃は2万円ぐらい。低家賃で駅に近くで便利なところ、仕事に行きやすいところ。
- 子どもの学習支援とか、子どもの体験、音楽やスポーツ、ダンスとか空手とかを教えてもらえる、安心できる居場所、子どもをケアしてくれる大人が地域にいて欲しい。
- 経済的支援。
- すぐに入れる家が欲しかった 家電製品等が揃っていればなおよい。
- 母子家庭への支援の情報を欲しかった。
- 子どもが小さかったので、家の近くで働ける仕事が欲しかった。
- 私以外、親以外の大人が子どもに関わること。
- アウトドア（釣り、キャンプ、バーベキューなど）に親子で参加できる行事。
- 保育所の待機児童の問題が解消されること。
- 別居後90日程度、仕事を見つけるまでの間、保育所に預けられるという支援が欲しい。
- 就労支援として託児所付き企業のデータがあればいい。
- 塾の費用。
- 住宅支援は一回公営住宅に落ちてから、というのがきつい。半年くらい待つことになる。
- 母親が学ぶために預ける環境と経済的支援。補助金が出る学校は実習がある。パートで子どもを育てるのは難しい。働くために学ぶ必要がある。
- 働いているので平日に相談できない。
- 働く母が相談できるツールが欲しい。

子育ての支援として、働いている母親への休日や夜間の相談や支援情報、家賃補助、保育の支援、就労支援等が期待されていることがわかる。

3. あなたの現在の仕事状況について

3-1. 就労状況についてお聞きします。

(1) 現在の就労状況について教えてください

18名全員に対して現在の就労状況について尋ねたところ、就労している人は13名、就労していない人は5名であった。

就労している人の内訳は、正規社員／職員が3名、非正規社員／職員が9名、自営業が1名であった。就労していない人の内2名は資格取得のための就学中、3名はDVによるPTSDからの回復途上にあり生活保護で生活をしていた。

(2) 現在の月収について教えてください

現在就労している13人に対して月収を尋ねた結果は、以下の通りであった。正規社員／職員と、非正規社員／職員との間には、大きな差が生じていた。

| | 人 数 | 最 小 値 | 最 大 値 | 平 均 | 中央 値 |
|-------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 就労している人 | 13人 | 78,000 | 300,000 | 156,769 | 140,000 |
| 正規社員／正規職員 | 3人 | 250,000 | 300,000 | 270,000 | 260,000 |
| 非正規社員／非正規職員 | 9人 | 78,000 | 230,000 | 125,000 | 80,000 |
| 自営業 | 1人 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |

正規社員／正規職員の人たちの月収は、対象となる人数が少ないこともあるが、250,000円から300,000円と金額の差の開きが小さい。一方で、非正規社員／非正規職員の人たちの月収は、78,000円から230,000円と月収の差が大きいことが明らかになった。

3-2. 別居による仕事の状況の変化についてお聞きします。

(1) 別居をしたことで、あなたの仕事の状況は変わりましたか？

18名全員に対して、別居をしたことにより仕事の状況に変化が生じたかについて尋ねたところ、「仕事を失った」が8名、「仕事を続けられた」が5名、「仕事をしていなかった」が4名、「回答なし」が1名であった。

仕事を失った8名はいずれも、別居を理由に仕事を失っていた。仕事を続けられた5名は、本人が仕事をやめないと強い意志を持っていただけでなく、夫との別居を行う際に転居をしていないか、もしくは近場内で転居を行なうことができていた。

【仕事を失った理由】

- 転居。
- 夫の暴力がひどいため、県外に逃げたので、仕事はやめるしかなかった。
- 別居したことによる。

【仕事を続けた理由】

- 離婚するなら、仕事を絶対に手放してはいけないと思っていた。
- やめないと決めていた。会社に残業、出張できない理由をいっている。黙認してもらっている。
- 引越しをしなかった、母がいてくれた。

(2) 別居前に仕事をしていなかつた方は、その理由を教えてください。

別居前に仕事をしていなかつた4名に、その理由について尋ねたところ、「夫の反対による」が4名、「自分の選択」が2名、「その他」が1名であった。

【自由回答】

- 夫からの反対で仕事ができなかつた。夫に隠れて仕事を探したが、双子ということで仕事が見つけられず、保育園に入れなかつた。
- つわりが原因で仕事をやめた。
- 切迫流産で入院したので働けなかつた。
- すぐに二人目ができたので退職した。
- 子育てのため。子どものためが大きい。

(3) 現在仕事をしていない方にお聞きします。働いていない理由は？

現在仕事をしていない5名に、働いていない理由を尋ねたところ、「仕事が見つからない」が2名、「体調が悪い」が1名、「精神的な後遺症」が1名、「子の障害」が1名、「その他」が1名であった。回答は複数回答である。

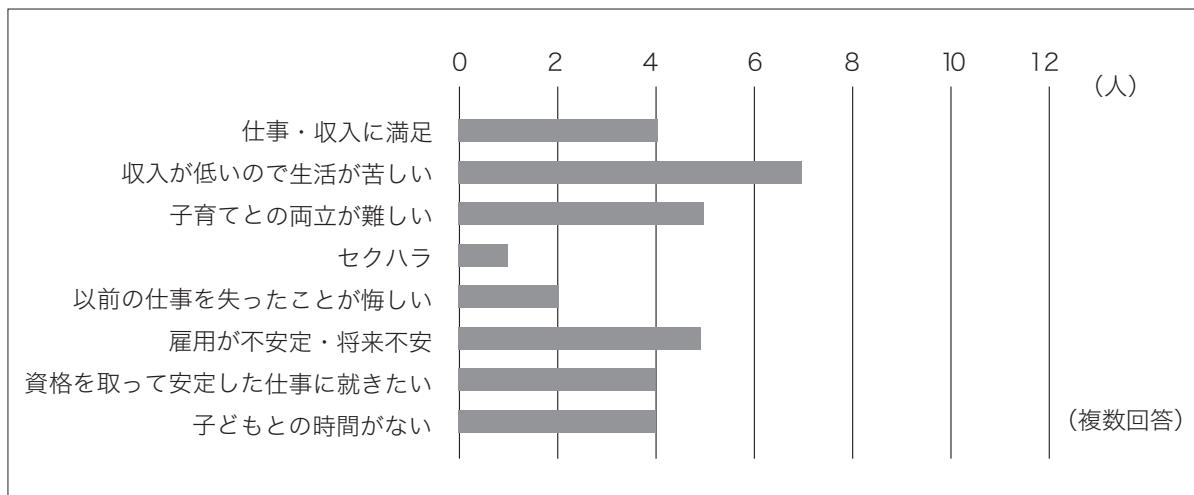
【自由回答】

- 医師から精神的にまだ仕事してはいけないといわれている。就労する場合には医師に相談する必要がある。
- 看護学校に通っている。奨学金と児童扶養手当、母子手当等で生活しているが苦しい。
- 調理師免許を結婚してから取ったが、現在活かせていない。
- 今はパソコンスクールに職業訓練で通っている。正社員になりたい。
- 息子は小学校に入ってデイケアサービスを行っているが、その準備でいっぱいになっている。
- 短時間の仕事がなかなかない。

(4) 現在仕事をしている方にお聞きします。

現在就労している13名に、現在の仕事についてどう感じているかを尋ねたところ、以下の回答を得られた。回答は複数回答である。

「仕事・収入に満足」が4名、「収入が低いので生活が苦しい」が7名、「子育ての両立が難しい」が5名、「セクハラ」が1名、「以前の仕事を失ったことが悔しい」が2名、「雇用が不安定・将来が不安」が5名、「資格を取って安定した仕事に就きたい」が4名、「子どもとの時間がない」が4名であった。



自由回答では、子どもとの時間とのバランスについての言及が多くみられた。収入を上げるために長時間働くと子どもとの時間が減り、子どもとの時間を優先すると収入が減ってしまうという状況が示唆される。

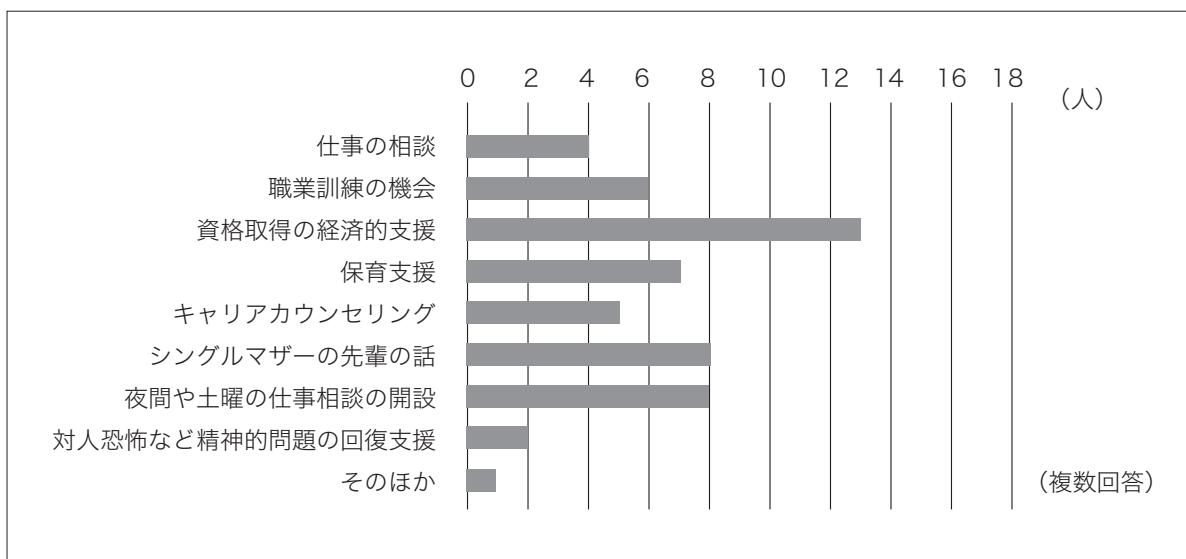
【自由回答】

- 以前の仕事とは関係のない仕事をしている。
- 派遣だからこそ安心。休みたいときにすぐ休める。何も言われない。もし派遣じゃなくて社員だったら難しいと思う。
- 社会保障・保険料は大きい。雇用が毎年更新契約なので不安。毎日必死なので余裕がない。
- 収入が低い。休みやすい職場だが収入は減る。
- 子どもとの時間を優先するために、仕事との両立難しいし、収入も低くなる。
- 出張残業できない事がもどかしい。
- 定時でも忙しいことは忙しい。
- 本当に子どもと過ごす時間がない。

(5) 仕事について、あなたにどのような支援があると良いと思われますか？

18名全員に対して、仕事についてどのような支援があるとよいかについて尋ねたところ、以下のような回答が得られた。回答は複数回答である。

「資格取得の経済的支援」を希望する回答が13名と最も多かった。今回調査を行なったシングルマザーの多くは仕事に活かすことができる資格を有していないか、有していたとしても現在その資格を活用できていない人が多い。そのため、新たな資格を取得することで、正社員としての就労を目指したり、収入の増加を目指すことを望む回答がみられた。



【自由回答】

- 母子家庭である親が仕事に就いたとき、事業者側だけでなく本人にもインカムしてほしい。
給料にプラスして加算してほしい。
- 土日の保育支援。
- 海外出身で、日本でシングルマザーの人の話を聞きたい。
- 疾病休暇、長期休暇の保障がなく、日給・時給で働いていると収入0円になる。
- 土日祝日の学童の受け入れ。
- 病児保育の受け入れ先をもっと増やしてほしい。病院に併設され、病院にかからないと預かつてもらえない。
- 母子寮を出た後の継続した支援が欲しい。
- メンタルサービスが気軽に受けられたら支援を受けたい。
- ハローワークは事務的な相談だと感じる、早く仕事を見つけて欲しいと言われる。
- 日本語がもっと上手になりたいので、そのサポートもほしい。
- 働いている人は、時間的に制約されて、あらゆる相談ができない。

4. DV被害女性と居住支援について

4—1. 現在の住居について教えてください。

(1) 現在どのような住居に住んでいますか？

① 種類

18名全員に対して現在の住宅について尋ねたところ、民間賃貸アパートが最も多く12名であった。元の住居にそのまま住んでいるのは2名であった。実家へ戻った人は2名、親せきの家は1名、公営住宅へ入居したのは1名であった。

元の住宅に住んでいる2名は、いずれも持ち家である。

② 家賃

公営住宅を除く賃貸アパートに住む12名に対して、家賃について尋ねた結果は、以下のとおりである。

さらに民間賃貸アパートのみでは、就労している人の平均は65,000円、就労していない人の平均は53,800円と、就労の有無によって10,000円以上の差が生じた。

(円)

| | 最小値 | 最大値 | 平均 | 中央値 |
|-------------|--------|---------|--------|--------|
| 賃貸（12人） | 47,000 | 102,000 | 60,333 | 60,000 |
| 就労かつ賃貸（7人） | 47,000 | 102,000 | 65,000 | 60,000 |
| 未就労かつ賃貸（5人） | 48,000 | 60,000 | 53,800 | 51,000 |

今回の調査では公営住宅へ入居しているのは1名のみである。持ち家がない人にとって、別居後の家賃が負担となっているということが示唆される結果となった。

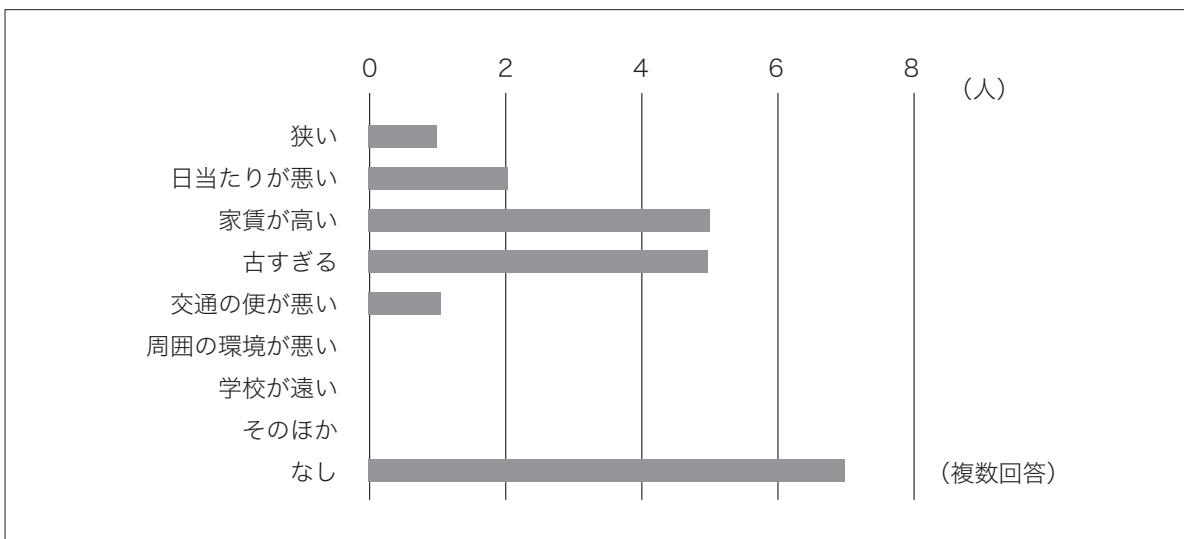
② 広さ

現在の部屋の広さについて尋ねたところ、「1DK～2DK」は6名、「2LDK～3DK」は6名、「3LDK以上」は3名であった。無回答は3名であった。

(2) 今の住居で困っていることはありますか？

18名全員に対して現在の住居について困っていることについて尋ねたところ、「困っていないことはない」との回答が7名と最も多かった。しかしながら、別居後何度かにわたって引っ越しを繰り返しているため、現在は困っていることがない場合でも過去には困っていたという回答もみられた。

困っていることについては、「狭い」が1名、「日当たりが悪い」が2名、「家賃が高すぎる」が5名、「古すぎる」が5名、「交通の便が悪い」が1名であった。



【自由回答】

- 子ども一人に部屋が一つ欲しい。最低 2DK に住みたい。風呂とトイレがついていること。
- 水漏れ、断熱がなく日当たりがよすぎて夏暑く冬寒い。古いので耐震が心配。治安が良くない、喧嘩や暴走族で通報したこともある。
- 母子家庭家賃補助が欲しい。

4-2. 別居時の住宅確保についてお聞きします。

(1) あなたは夫と別れたいと思ったときに、住宅の確保で悩んだことはありますか？

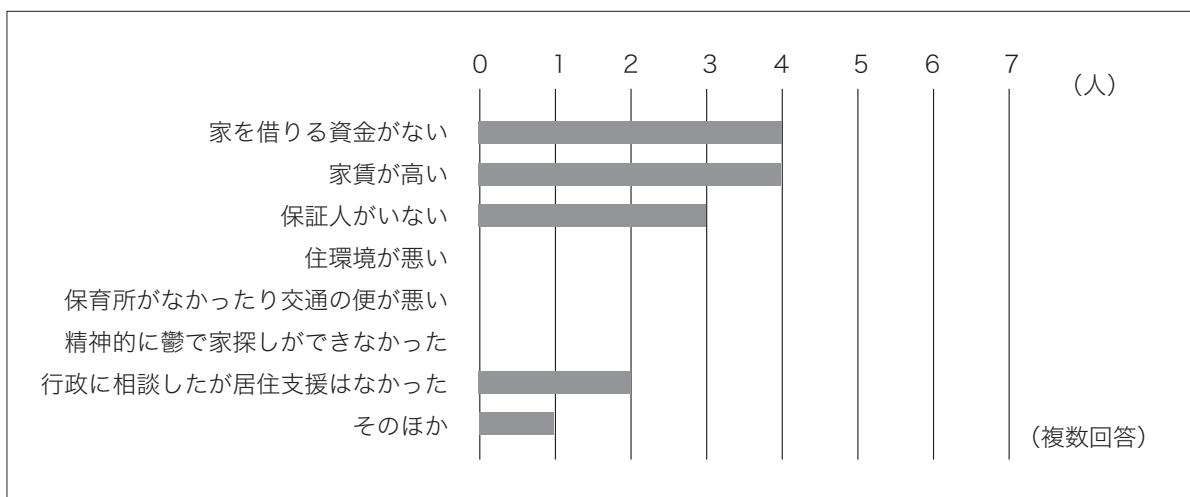
18名全員に対して、夫と別れたいと思ったときに、住宅の確保で悩んだことはありますかという質問を行なったところ、以下のような回答が得られた。

「困らなかった」は7名、「非常に困った」は7名である。また、「民間シェルター利用」は8名、「公的シェルター利用」は4名である。

(2) 住宅確保に非常に困ったと答えた方にお聞きします。その理由は？

住宅確保で非常に困ったと回答した7名に対して、その理由について複数回答で尋ねた結果が以下のとおりである。

「家を借りる資金がない」が4名、「家賃が高い」が4名、「保証人がいない」が3名、「行政に相談したが居住支援はなかった」が2名、「その他」が1名だった。



【自由回答】

- 母子寮は狭かった。
- 最初に借りた家は下に工場があり、化学薬品のような臭いがきつくてつらかった。子育て環境的にもひどかった。
- お金貯めてから家を出た。お金がなければ家をさがすのも非常に困ったと思うし、家を出る勇気をもてなかつたかも知れない。
- すぐに入れる家がみつからなかつた。レオパレスも入居に1週間かかった。民宿に1週間いた。保証人は父がなつてくれたが、実家は夫が来る恐れがあり行けなかつた。
- 実家には戻れない。
- 生活保護を受けたくないで母子寮を選んだ。子どもが小さくて仕事をすぐに始めるにはそれしかなかつた。
- 公的シェルターから委託で民間シェルターへ移つた。公的シェルターは、ご飯が機械的に出て囚人になつたような気分。プライバシーもない。民間との差に驚いた。ご飯も作れて門限だけ守れば自由にしていい民間シェルターで、囚人ではなく動物でもないと感じることができた。
- 保証人がいなかつたこと。
- 子どもの特性を考えたら転校はできないと思った。安心安全な住まいを探すのは大変だつた。

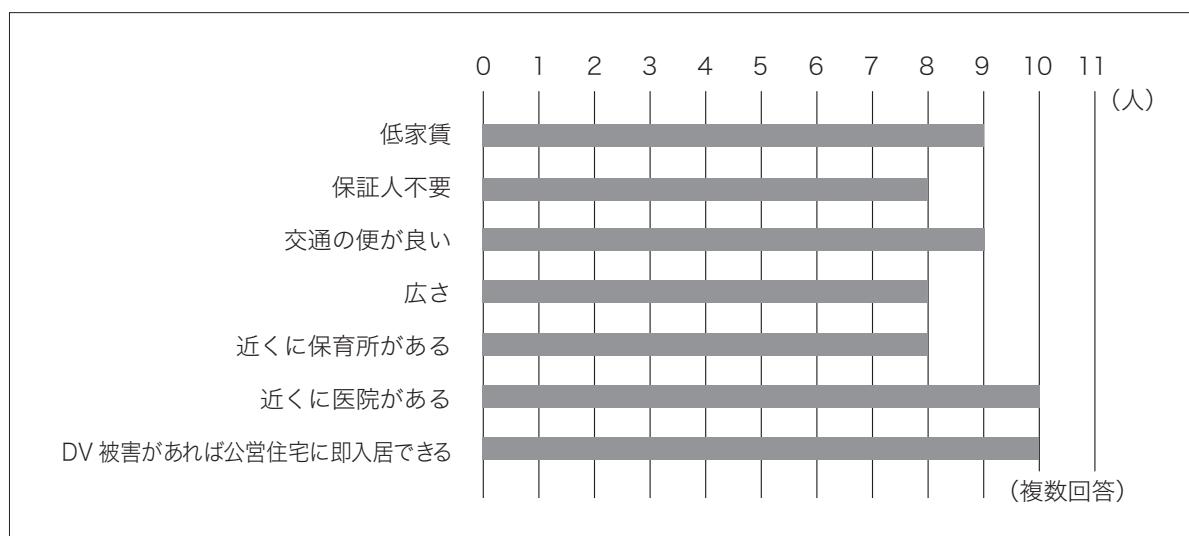
(3) もし、低家賃で安心・安全に暮らせる住居があれば、もっと早く夫と別れることができたと思いますか？

18名全員に対して、低家賃で安心・安全に暮らせる住居があればもっと早くに夫と別れることができたかどうかについて尋ねたところ、「はい」と答えた人は11名、「関係ない」と答えた人は7名であった。

(4) はいと答えた方は、どのような支援があればいいと思いますか？

低家賃で安心・安全に暮らせる住居があればもっと早くに夫と別れることができたと回答し

7名に対して、どのような支援があればいいと思うかについて複数回答で尋ねた結果が、以下のとおりである。



選択肢として挙げたいずれの支援も必要だとする回答が多く、住宅確保における多様な支援の必要性が示唆される。

【自由回答】

- 校区の越境ができたらいい。引っ越しして転校の時に子どもは前の学校に行きたかった。
- 相談の段階で、そういうの（安心に暮らせるところ）を教えてもらえると良い。想像ができないので、相談に行く時点で、「家がここです、保育園ここです、病院ここです」ってわかると、安心するというか決心が早いと思う。
- 母子にはただで入れるか、非常に低家賃の家が欲しい。
- 安心して住める家があれば、離婚後の不安が軽減されると思う。
- 母子支援施設等の公的支援の情報がわからなかった。
- 市営住宅の母子優先枠に希望する物件がなかった。住んでいる場所から離れた、自治会活動に参加することが必要な場所しかなかった。
- 高齢者の低所得者層が多い物件での子育ては、安心安全が不安。

(5) シェルターを利用しましたか？

18名全員にシェルター利用の有無について尋ねたところ、シェルターを利用した人は10名、利用しなかった人は8名であった。

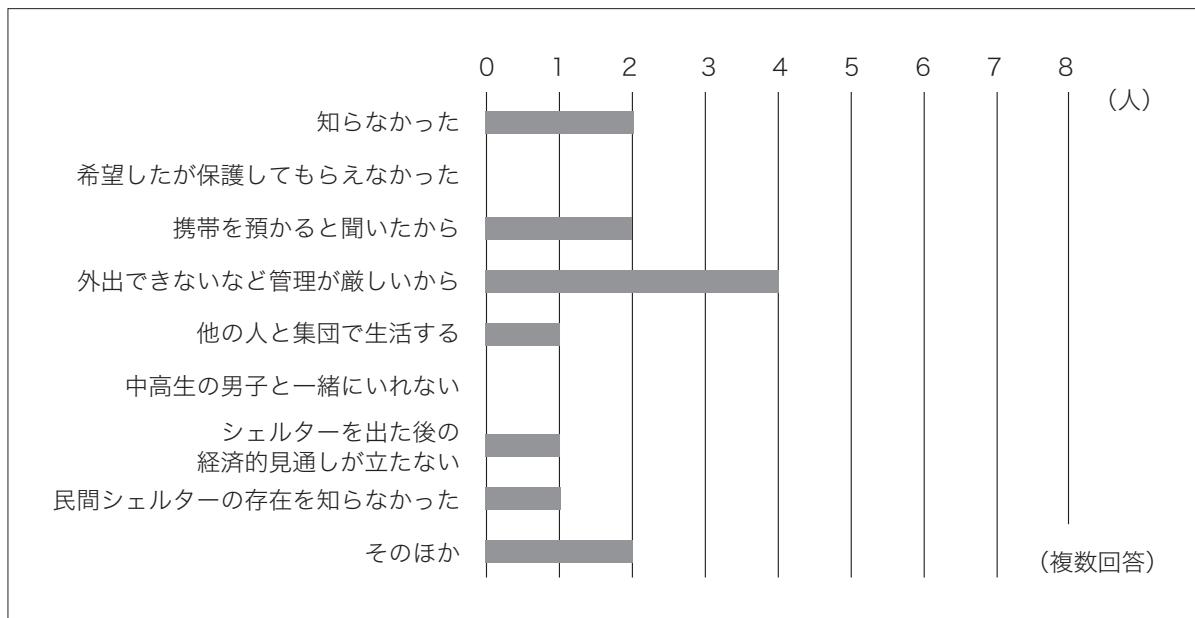
利用した人の中には、公的シェルターから民間シェルターへ移った人も含まれる。

(6) DV から逃れるときに、シェルターを利用されなかつた方へ理由をお聞きします。

シェルターを利用しなかった8名に対して、利用しなかった理由について複数回答で尋ねた結果が、以下のとおりである。外出できない等の管理の厳しさを挙げる人が最も多く4名で

あった。「そのほか」には、仕事を継続するためにシェルターを利用しなかったということが含まれる。

自由回答では、シェルターに対する否定的な意見・知識がよく挙げられた。特に、携帯電話が没収されるなど外部との断絶について複数人が触れている。



【自由回答】

- シェルターを利用しなかったのは、最低限の荷物しか持つていけない、外部とは一切連絡できない、スマホはだめと説明された。親とも連絡がとれないことが不安だった。
- 役所に相談したときに、どこか戻れるところはないのか、実家に何故戻らないのかと責められた。
- お金が全くなかったので生活保護を相談したが、生命保険（子どものための掛け捨て保険）があるからだめだといわれた。
- 外部との連絡が出来ないとか、外出できないことが無理だった、仕事を絶対に続けたかったから。
- 集団生活は親も子もストレスがたまると思った。
- 仕事を続けるために、すぐに入れる住居が欲しかった。

(7) シェルターを利用された方へ、良かったことはなんですか？

【自由回答】

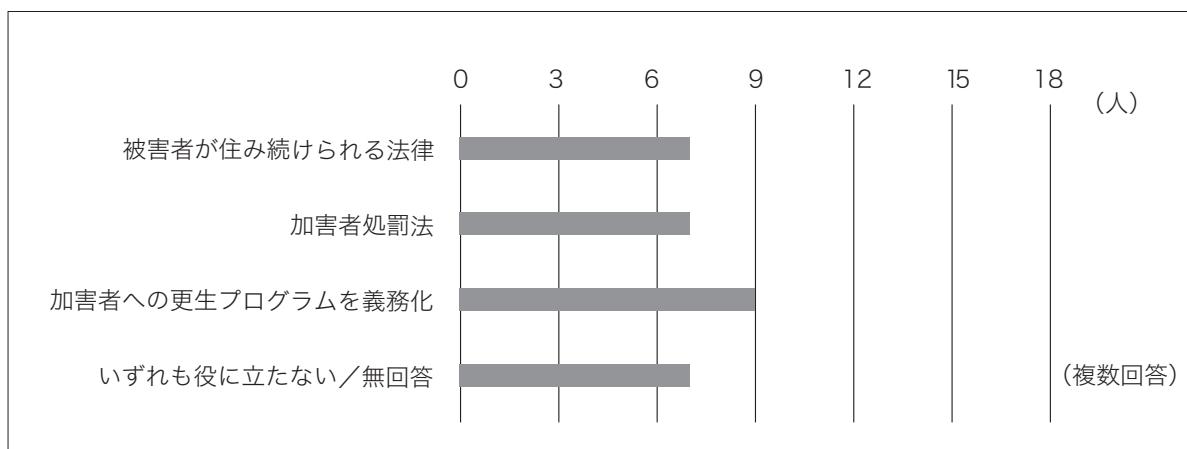
- 泊まるところがあることが良かった。
- とにかく安心できた。もうこれ以上逃げなくていいという安心ができた。
- 食べ物に困らなかった。
- 精神が安定した。
- いろんなことが整理できた。

- 自分の置かれている状況がわかった。
- 二週間お世話になったが、そこで切り替えができる。やることが明確に見えたというか、次はあれしてこれしてとスタッフの方がサポートしてくれてすべきことができた。
- 子どもと、何も考えずにのんびり過ごすことができた。
- 色々生活の説明とか、今後のイメージがしやすくなった。
- 大丈夫だと思った。
- 退所後のケアもちゃんとしてもらえる。いつまでも繋がってみたいと思う。とても安心感がある。
- 助けてもらえて、サポートしてくれる人がいてとても驚いた。一人だと思っていた。
- （夫や私と）全く関係ないところ。
- 携帯を預かってもらえるのが良かった。携帯を自分で持つておくのが苦痛だった。
- 支援されてる方がいるとわかったこと。家に帰らなくても大丈夫だと思った。相談できる安心感がある。
- 公的シェルターを利用したが、携帯を没収され「私は何で生き延びたんだろう」と思った。部屋の人と話してはいけない、部屋の外に出てはいけない、六畳一間に3人でいて、部屋の鍵をかけてはいけない・部屋から出るなと言われても、子どもは出る。外部との連絡は遮断、他の利用者とも話してはいけないと言われた。

(8) 私たちは、DV被害者がその地域に住み続けられる社会に変えたいと願っています。 そのためには何が必要だと思いますか？

DV被害者がその地域に住み続けられる社会にするにはどうすればいいかと尋ねたところ、以下のような回答を得られた。複数回答である。

「被害者が住み続けられる法律が7名、「加害者処罰法」が7名、「加害者への更生プログラムを義務化」が9名、「いずれも役に立たない/無回答」が7名である。



法律を望むという回答が多くある一方で、現在の制度に対する不満や、役に立たないのであればという回答も多かった。加害者がそのままの状態であるという不満や、住み続けるか続けないかの選択を被害者自身が選択できるようになってほしいといった声が挙げられた。

そのほか、夫に対する恐怖心が強く、同じところに住み続けたくない、離れたいと述べる調査協力者も複数いた。このことは、彼女たちが暴力から離れて生活を始めた後であってもなお元夫の存在に怯えているということが示唆される。

【自由回答】

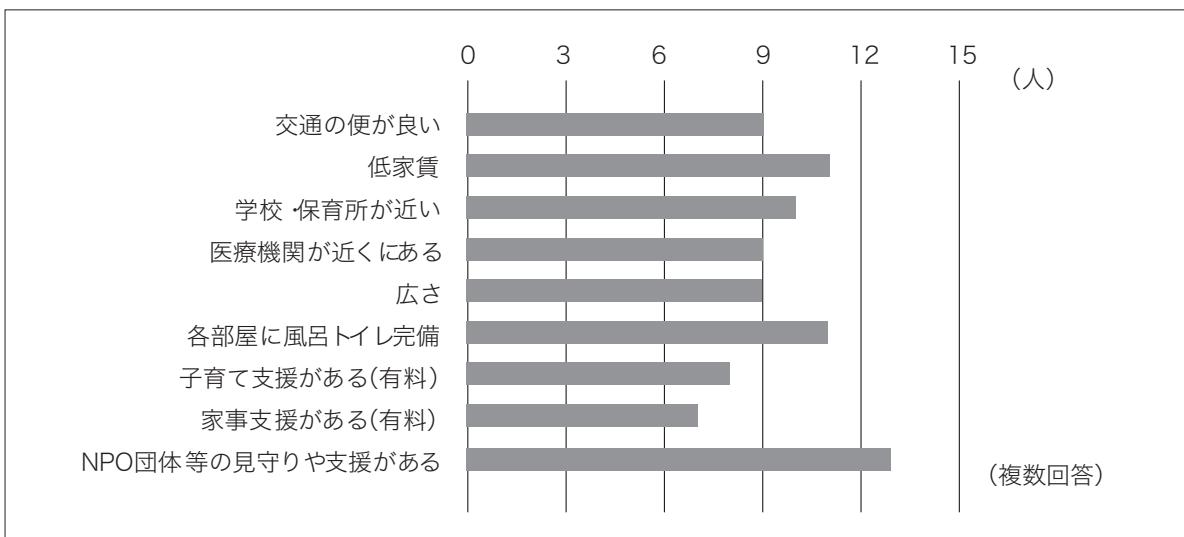
- 困ったのは住民票の閲覧制限。警察もよくはしてくれるが、もういいよね？という感じが端々にあった。
- 処罰法あっても、加害者のほうが憎しみを募らせるだけなのではないか。
- 保護命令をすぐに出せなかった。夫の報復が怖かった。実家に火でもつけられるとかも怖かった。半年後に、保護命令を申請したが、半年間何もないということで、却下された。でも、離婚調停を始めるので、夫に会う恐れがあり非常に不安だった。被害者の不安を考えて保護命令を出してほしかった。
- 被害者だけが全部を奪われて、なんで加害者が今まで通りなのか。
- 近いから会ったらどうしよう。夫が遠くに行ってくれたらいいのにと思った。元のところに住み続けるには、夫がせめて県外に行って欲しい。
- 私の場合は同じ場所で住むより、他の場所が良かった。私は今まで住んでいたところと同じところは嫌だった。なので、選べたらいいと思う。
- 加害者をちゃんと処罰してほしい。
- 加害者更生プログラムはいいと思うが、人による。
- 旦那がその地域に住んでいる限り、住み続けるのは怖くてできない。
- 加害者更生プログラムはどれほど効果があるのか・・・。
- 加害者をほったらかしで終わっているのはおかしい。何かすることがあるのでは。プログラムを受けて変わらない人もいるかもしれないが、外国では、更生プログラムに参加を義務化されているのにと思う。

(9) 最近シングルマザーのためのシェアハウスなどが都市周辺につくられつつありますか、関心ありますか？

シングルマザーのためのシェアハウスについて関心の有無を尋ねたところ、「はい」と答えた人は15名、「いいえ」と答えた人は3名であった。しかしながら、「はい」と答えた人の中には、自分は入ろうとは思わないが関心はあるという回答が複数あった。関心があるということと実際に利用するかは区別する必要があるが、多くの人はシェアハウスに関心があるといえる。

(10) はいと答えられた方はどのような条件を希望しますか？

関心があると回答した15名に対して、どのような条件を希望するか複数回答で尋ねた結果は以下の通りである。



どの項目にも多くの关心が寄せられたが、一番多かったのは、「NPO団体等の見守りや相談支援がある」という項目で、13名が希望すると回答していた。

この見守り支援を希望するということは、DV経験のあるシングルマザーが暴力から逃れる中で孤立していること、自分自身に何かあった後に子どもが心配である、という不安を抱えていること（本報告、1と2を参照）との関連があると思われる。

【自由回答】

- 家具・家電付がいい。
- 家賃は2万円ぐらい。低家賃で駅に近くて便利なところ、仕事に行きやすいところ。
- ずっと暮らせる家が欲しい。環境をあまり変えたくない。
- 母子家庭どうして情報交換ができると安心。シングルマザーのコミュニティがあると子どもは安心する。
- 低家賃で、子どもの生活に見合った広さがあれば。
- 安心して暮らせるためにも、支援団体の見守りが絶対に欲しい。
- 家賃4万円くらいまで。

(11) 離婚後の住宅確保についてどのような支援があれば良いですか？住居についてもどのような住まいだったら良いと思われますか？

【自由回答】

- 見守りがあってほしい。誰かがいてくれるだけありがたいと思う。
- 部屋の広さと心の広さは連動しているから、ある程度の広さが必要。
- すぐ働けないことが多いので、同じ家賃で防音かつ広くて子どもが騒いでも迷惑をかけないのがいいかな、と思う。
- 家賃補助。
- 低家賃ですぐに入れる。
- 家電製品などがついている。

-
- 保証人が不要。
 - 一人に一部屋が欲しい、家賃は3万円程度。
 - 子どもへの食事の支援が欲しい。どうしても残業になることがある。
 - DV被害女性がすぐに入れる住居が欲しい。家具や家電がついている、保証人が不要。
 - 低家賃、保証人不要制度。
 - 保証人がいなくても誰でも入居できるように。
 - プライバシーが守られ、人間らしい暮らしができる。安心した住まいが保証されること。
 - 母子家庭に特化した公営住宅に入れること。離婚しなくてもDV被害者が入居できる公営住宅があるといい。

4-3. あなたがDVから逃れたいと思ったときに、どのような支援があれば良かったですか？

18名全員に対し、DVから逃れたいと思ったときにどのような支援があればよかったですについて、複数回答で尋ねたところ、「全国どこでも支援団体につながれる」が12名、「全国どこでも同じ支援を受けられる」が13名であった。

さらに自由回答でどのような支援があればよかったですについても尋ねたところ、以下のようない回答が得られた。

【自由回答】

- 金銭的援助というか、お金が0円でも生活ができる状態。身一つでオッケーなところ。
- 母子寮は劣悪。人権がないところもいや。公的機関は二週間だし、普通の生活ができるところがいい。
- 支援団体があるということが知らなかった、何の支援をしてくれるのかも知らなかった、当座いくらかかるのかもわからなかった。これらは大きかった。
- 民間支援団体があることは知らなかった。もっと認知されたらな、と思う。
- 何かあったらとりあえずシェルターに行こうという風になつたらもっと逃げやすいのではないか、と思う。
- すぐ入れる住居がある。無料か、低家賃。3万円ぐらい。
- 保育所にすぐ入れる。
- 仕事見つかるまでの経済的支援。
- 支援の一元化。何回も同じことを書かなければいけない。個人情報本人が同意すれば共有してほしい。
- 夫を県外に追放してほしい。
- 市によって支援に格差がある。
- DVから逃げたいと思った時に、経済と住居が合体していないと苦しい。
- 本人がそこに住みたいかどうか。加害者が刑事罰になると会社をクビになり養育費は貰えない。

-
- DV専用相談窓口と書かれていると気軽に相談できない。ただ話せる窓口があればいい。
 - 調停の申請をするまでDVということを思いつかなかった。やはり殴られるとか体への暴力とかでないと、DVではないと思っていた。
 - DV被害者といつてしまふことに抵抗があった。

4-4. 別居後にあなたとお子さんたちに、どのような支援があつたらいいですか？

【自由回答】

- 高校生がいると、学校とお金の問題。これらに関しては情報がなかった。
- しんどいので、（半日くらい）子どもを預かってほしい。
- 母親の資格取得を支援する。
- 学習だけでなくスポーツや音楽や武術等や野外活動等、いろんな活動ができる場所。
- 親も孤独、子どもも孤独。離婚や別居したときに、地域の支援が必要。
- 母子になったときに、ボタンを押せば支援員が来てくれるような制度があればと思う。
- 親以外の大人と関わる機会、交流、経験の場が欲しい。
- 隠れて暮らしている母子家庭の子どもに、子どもが連絡できるヘルプサービスが（高齢者同様）必要だと思う。
- DV防止教育が必要。夫婦が対等で尊重する関係を子どもの時から学んでおく。
- 学習支援、体験支援、無料カウンセリング、進路相談を無料か低料金で受けられる支援。
- 養育費を相手から確実にもらえる制度。離婚したけど子どもは関係ない。男の人が責任を負わないでいることに義務や罰則があればいい。
- DVは逃げて終わりではない。相手は変わらないでいられるのに、女人にとって負担になることばかり。社会が変わらなければいけない。
- 困ったらいつでも駆け込める所があつたらいい。
- 行政の経済的支援・居住支援が欲しかった。出来れば戸建て。
- 家は狭くてもいいから低家賃、1年間は無料ぐらいの住居が欲しい。
- 心のケアや民間団体の見守りが絶対に欲しい。
- 子どもが困ったら行ける居場所が欲しい。信頼できる大人の見守りがある所。
- 保育支援、4年生まで学童があると良い。保育を頼む時も費用支援が欲しい。
- 地域に、大人の見守りがあって、子どもたちが集団で遊べるところがあればいい。

V. 考察 —シングルマザーたちが求めている支援とは—

1. 経済・住宅・精神的ケアの総合的支援

今回の調査を通して、シングルマザーへのさまざまな支援が不足していることが明らかになった。特に働いているシングルマザーであっても、多くが低収入であり、さらなる経済的支援を含む総合的な支援が必要とされている現状が浮かび上がってきた。

経済的問題 シングルマザーの多くは就労しているが、雇用形態は正規雇用よりも非正規雇用が多い。非正規雇用の場合、賃金の低さという問題に加えて、いつまで仕事が継続できるかどうかといった不安を抱える。

調査協力者の多くが非常に低い賃金で働いており、月収の中央値は8万円であった。しかも、朝から夕方までフルタイムで働いており、子どもと過ごす時間は、朝の1時間、夜1時間程度である。

Eさん

「離婚後、あまりの貧困からストレスで体調が悪くなったり。実母から、『親やから我慢しないと。あなたしかいないんだから』と言われたので我慢していたが、眠れなくても仕事をしなくてはいけないし、私自身が鬱になり、精神的バランスを崩した。何もしたくない、息吸って仕事する、という生活が何年も続いた。」

特に、DV被害を経験した女性たちは精神的にも不安定であるが、心理的なケアを受ける時間的余裕もないままに就労を余儀なくされている。

「私たちは、暴力か貧困しか選べないのでですか？」という言葉が忘れられない。（今回の調査の方からではないが、支援活動を通して聞いたシングルマザーの切実な声である。）

シングルマザーは、限られた収入の中から家賃を含む生活費や子どもの学費等を捻り出している。本調査では、未就学児や小学生の子を持つ母親が多かったものの、高校や大学といった子どもの進学について経済的不安を抱えている。

Gさん

居住問題 暴力から逃れるために必要となるのは、シングルマザーやその子どもたちの安全を確保でき、その後の生活の拠点となる住居である。しかしながら、現在は居住支援が充実しているとは必ずしもいえない。

Gさん

「DVから家を出したいと思ったときに、すぐに入れる公営住宅が欲しかった。それがあればもっと早くに暴力から逃れることができたと思う。」

さらに、家を確保できたとしても住環境の問題が色濃く残る。

Fさん

「離婚後、1歳半の子どもと二人きりになったことで、将来への不安で眠れなくなり、頭痛や吐き気もあった。まともに物事が考えられなくなって、精神科に通った。実家に帰ったが、もともと夜泣きの激しい子どもだったが、環境が変わったせいか、夜泣きがさらに激しくなったため、家族に迷惑をかけ、父の機嫌が悪化し、実家にもいられなくなって家を出た。お金のことや住居のことなどで悩むことがたくさんあった。父が離婚に反対しており、怒っていたので、身内に申し訳ないという気持ちが強くつらかった。姉がいたからよかったが、一人では耐えられなかつたと思う。」

今回の調査では、部屋を借りる初期費用の問題や家賃という問題を抱えていたという回答がみられた。そのため、一人になる空間のない狭い住居で子どもと常に密着した状態での生活を行なっている。また、住環境も悪く、悪臭や警察への通報沙汰になるような出来事が起こる中で暮らしていた調査協力者もいた。

DV被害を経験したシングルマザーにとって住居の問題は、単に自分一人の問題ではない。子どもがいるため、保育所や幼稚園、小学校等の問題が出てくる。

「子どもが長く学校に通えない状態をつくりたくなかった」

「何回も子どもの住む環境を変えたくなかった」

子どもが小学校などに通っている場合、学校という場が子どもにとってとても重要な人間関係の場であることが多い。そのため、母親であるシングルマザーたちは子どもの環境を変えたくないと思むが、DV被害を経験した女性たちの多くは夫から遠く離れて生活することを余儀なくされる。

心理的問題 今回の調査では、多くの調査協力者が子どもの年齢に応じたカウンセリングの必要性を語っている。

DV被害を経験した女性だけでなく、彼女の子どもたちも深く傷ついている実態が明らかになつた。

特に子どもたちは、傷を負ったまま成長することで、大人になってから加害者や被害者になる可能性さえ危惧される。しかし、現状はカウンセリングを受ける時間的・金銭的余裕がない場合が多い。

2. 母子両方への支援—母子孤立の防止、夜間・病児保育、追い詰められた母への支援

保育の問題

シングルマザーたちは、生活の担い手として、長時間にわたって就労する。子どもとの時間を捻出するため、または職種によって夜間勤務を行なっている調査協力者も今回の調査では複数いたが、彼女たちは夜間保育の必要性について特に重視する。

Gさん

ストレスをどうしても子どもにぶつけてしまった。一日、数時間でも無料で、子どもを預かってくれるところが欲しかった。」

Fさん

「ヘルパーの仕事で月4回は夜勤になることがあり、小1～小3の期間、子どもを一人で家に置いておくのがとても不安だった。経済的に仕方なかった。子どもも不安がった。テレビのニュースなどで、子どもが殺されるような事件が報道されると、非常に怯えて敏感になっていた。可哀そうだった。低料金で夜間の保育が欲しかった。小さい子どもがいる母子家庭に経済的な支援がもっとあればよいと思う。」

また、子どもが病気の際に預ける病児保育についても、「病児保育をもっと広げて欲しい。」と母親たちは切望している。非正規雇用で働くシングルマザーは時給で働いている場合もある。その場合、仕事を休むことは収入が減るということに直結する。働かなければ生活費が得られないため、子どもが発熱など病気になれば保育所には預けられなくなってしまうということは、生活の維持そのものに関する重大な問題である。

現在の病児保育は、当日の通院が必須であったり、数に限りがあったりと、いつでも預けられるわけではない。しかし、働くためにはどこかへ預けなければならないのである。DV被害から逃れるために遠くへ逃げている彼女たちは、周囲に子育てを助けてくれる親兄弟や友人がいないことが多い。子どもが熱を出しても預けて働けるよう、彼女たちは病児保育の拡充を望んでいる。

孤立した環境の中、子どもを家に残して夜間も働いているシングルマザーもいる。病児保育や夜間保育の充実は必要である。とはいえ、子どもが病気になった時に、収入が減るというリスクを被ることなく、親が有給休暇を取ることができるように、また、夜間に働かなくとも生計を維持できるような労働環境や労働条件が整備されることが重要であることは言うまでもない。

追い詰められた母の現状

DV被害から逃げてきたシングルマザーは、周囲に親兄弟や友人がいない中、母子で孤立して生活を行うことが多い。

DV被害から逃げてきたシングルマザーとその子どもの孤立は、彼女たちを追い詰めていく。追い詰められた彼女たちはなんとか踏ん張って働き、子育てをしているが、それは常にギリギリの状態である。今回の調査では、シングルマザーたちの孤立と、追い詰められたギリギリの精神状態が明らかになった。

Eさん

「子どもの夜泣きがひどくて眠れなかつたこと。周囲に迷惑をかけると思いつら
かた。夫からの養育費も全くないなかで、誰からの支援もなく、お金の苦労が
絶えなかつた。生活保護は病気の人が受けるものだと思っていたので、私は病気で
はないので、受けられないと思っていた。」

Fさん

「子どもと二人きりなので、ストレスが大きくて、つい子どもにあたってしまうこ
ともあった。母子家庭への経済的な支援がもう少しあればと、思った。必死で働い
ていて子どもと過ごす時間もなく、夜勤のときは、子どもに不安や寂しい思いをさ
せたと思う。」

中には、追い詰められた精神状態を、次のように吐露した調査協力者もいる。

Eさん

「子どもも不安からか、夜眠るときに、私の背中を足でぐりぐりしてくるから眠れ
なくてしんどくて。あまりに睡眠がとれないで、殺してしまいたいと、思ったこ
とも何度もあります。」

シングルマザーゆえの悩みを抱えていることが多い。

Aさん

「子どもがいるからこそ悩む、自分一人なら何とでもなる。子どもがいるとすべ
てのことにつきがかかる。しつけ教室が欲しい。母子家庭ということで偏見の塊で
しつけができていないと言われる。何かあったら、『こいつは母子家庭だから』と
言われる。親が言っても聞かないことを言い聞かせてくれる人が欲しい。善悪の判
断は出来ても子ども自身手が出てしまう。」

限定的な母子支援体制の現状

今回の調査では、自分自身に何かあった時に助けてくれる人
の存在や、子どもに関わってくれる第三者としての大人の存在を切望しているということが明
らかになった。「親以外の大人と交流する機会があれば」など、母親以外の大人との関わりの
希薄さを補うような体験を子どもにさせたいと回答が複数ある。

また、現在使えるサポートや相談が平日の昼間だけであったり、事前予約であったりするこ
とに対して、24時間必要な時に助けてほしいという回答も複数ある。

Hさん

「事前予約の手続きが必要なく、助けてほしいときすぐに助けてくれる制度があ
ればいいのにと思う。いつ何があるかわからない。事前予約が必要だと利用しにく
い」

Eさん

「『今 どうしても子どもを殺してしまいそうです』というときには、市内にひとつ、駆け込める家があったり、 24時間体制で子どもを預かってくれたりするところが欲しかった。」

シングルマザーは、母子だけの環境に不安を抱き、自分に何かあった時のサポートの存在を切望する。それは、彼女たちが自分自身ではなく子どもの存在を重要視しているからである。自分に何かあった時に子どもを支えてくれる存在を必要としているのである。

今回の調査を通して、DV被害を経験したシングルマザーとその子どもたちへの子育ての支援がもっと必要であると痛感させられた。特にDV被害経験を有するシングルマザーの場合、知らない地域で、かつ、恐怖から隠れて住んでいるなどによって、子育てや仕事、生活全般にわたって相談相手がおらず、非常に孤立している方が少なくなかった。

生活保護を受けている場合は、ソーシャルワーカー等行政の支援も受けられるかも知れないが、今回の調査では、低賃金で働いているにも関わらず生活保護を受けていないシングルマザーが数多くおり、さまざまな困難を抱え非常に疲弊している現状が明らかになった。

調査を行う中で、離婚後の貧困に加えて、ワンルームで子どもと二人きりの孤立した生活に追い詰められた母親が、子どもを絞め殺してしまいそうになったことが何度もあったという声を聞くことは辛く、「よくこれまで頑張ったね」と労うしかなかった。

SOSを出せる電話もあるが、しばらく子どもと離れて過ごせる“レスパイトタイム”や休息場所が必要であり、緊急時にいつでも利用できる避難場所が、市内に最低ひとつはあることが期待される。

(注2) レスパイトタイム…一時休息のための時間

3. 第三者としての、親以外の大人の存在の必要性

子どもと関わる第三者の存在の必要性

今回の調査では、親以外の第三者との触れ合いや接する機会を希望する声が多く寄せられた。

Gさん

「DVで離婚しているため、隠れて住んでいるため、非常に孤立しがちだ。親も孤独、子どもも孤独。離婚や別居したときに、地域の支援が必要。母子になったときに、ボタンを押せば支援員が来てくれるような制度があればと思う。」

Aさん

「子ども自身男性とかかわることがないから、ほかの大人とのかかわりがあつてほしい。子どもは母以外と接していないので、ほかの大人とどのように接するかわからない。」

Gさん

「親以外の大人と関わる機会、交流、経験の場が欲しい。隠れて暮らしている母子家庭の子どもに、子どもが連絡できるヘルプサービスが（高齢者同様）必要だと思う」

言語面を支える第三者の存在の必要性

外国籍の母親にとっては、日本語で子どもとコミュニケーションをとることの難しさ、特に子どもの真意を汲んだり深い話をしたりする際に感じているということも今回の調査で明らかになった。

Dさん

「子どもに、誰か相談や説明してくれる人がいたら。今の生活は『私と子どもだけだから自分のことだけ考えて』と子どもはいっている。手伝いなどもする。内緒のことや大事なことの話もするが、私は日本語が上手じゃないので、誰かに話をしてほしい。子どもが今何を心配している、つらくないか大丈夫か、これらを聞きたいけど、私が聞いたら大丈夫よとしか答えない。子どもの心の代弁をしてくれたり、私が考えていることを子どもに伝えてくれる人がいてほしい。」

今回の調査では、言語面での支援について、単なる日本語習得の支援だけでなく、親子のコミュニケーションを言語面から支える存在を希望する声が明らかになった。

多くの母親が、子どもが親以外の信頼できる大人と繋がることを、強く願っていることが今回の調査では明らかになった。

幼児を抱える母親は、自分に何かあったら子どもがどうなるかという強い不安を持っている。また、思春期の子どもを持つ母親は、親には言えないことでも話せる、相談できるような大人がいたら、そんな大人の見守りのある居場所があればと願っている。

貧困+孤立した子育てから母子を救うには、地域のあたたかい見守りや地域の居場所づくりが重要であり、母親たち自身もそれらを望んでいるということが今回の調査では明らかになった。

VII. 施策への提言

1. DV被害女性に対して安全な避難場所と自立できるまでの経済的支援を行うこと

DV被害女性の1割しか夫と別れていない。その理由として、DV被害女性が夫と別れたいと思ったときに、経済的不安やすぐに住める住居がないことが大きな要因となっている。

イギリスでは、DV被害女性が被害を訴えたら、一時的住居もしくは恒久的住居を提供する

ことが自治体の責務となっている。公営住宅に住んでいる場合は、速やかに別の公営住宅への転居が可能になっている（1994年の報告書より）。

日本でも、自力で家を借りる資金がなくても、家庭内でDV等の虐待を受けており、事前に警察やDVセンター等に相談をしてから、家を出て、シェルターもしくは安全な知人宅等にいるような場合は、生活保護を申請すれば転居費用を出せるという厚生労働省の通達がある。しかし、当事者への情報がないせいか活用されていない。転居と同時に生活保護も適用される。

このような仕組みが適切に運用されたならば、DV家庭に長年辛抱して留まることもなく、母子ともに心身への深刻なダメージを受けずに済む。このように、安全な住居を提供し、DVからの離脱を支援することは、児童の心身の健やかな成長に寄与する重要な施策である。

(注3) 子供の面前でDV行為を行うことは虐待であると「児童虐待の防止等に関する法律」第2条第4号にも明記されている。

2. 母子とともに、安心、快適に生活できる住宅確保のための支援を行うこと

今回の調査を通して、住居支援の必要性、特にシングルマザーや子どもたちが安心して暮らせる住環境を整える必要があることが改めて明確となった。DVに苦しみ、ようやく家を出る決心をした女性や子どもたちに、安心して住める住宅を国または自治体が提供することは、その後の母子の心身の回復と生活再建に非常に有効な施策である。

3. 母子ともに心理的ケアやDVに関する心理教育を受けられるようにする

特に子どもの年齢に応じたカウンセリングが、DV離脱後、早期に必要である。女性だけでなく、子どもも面前DV等を経験し、鬱や対人恐怖、PTSD等心理的問題を抱えている場合が少なくない。適切に母子に対してカウンセリングが行われることにより、母子関係の改善や学力の向上、人間関係を築くことが苦手なことを原因とする不登校を防止できる。

4. シングルマザーにとっての子育て支援策の拡充

シングルマザーに限らず、親が就労できるためには、いつでもどこでも、子どもが保育所に入所できることが必要である。また、子どもの病気の時でもやむを得ず、就労しなければならなかったり、勤務形態によっては夜間に就労しなければならなかったりする親にとって、病児保育や夜間保育の拡充が必要である。

5. 相談体制の拡充と有用な情報の周知

身边に相談相手がいないシングルマザーは少なくない。そのため、いつでも安心して相談できる環境を整える必要がある。しかも、平日だけでなく、夜間や土日でも相談できる電話や場所が必要である。

子育て相談事業、一時保育、ファミリーサポートなどの既存の子育て支援は事前に予約を取る必要がある。利用したいと思ってから実際に利用できるまでに時差が生じてしまう。しかし、緊急時の支援を望む声は多く、たとえ予約なしであっても、子どもを預けることができる制度や、24時間対応可能な子育て支援は、親にとっても、子どもの安全確保の面からも必要である。

具体的な支援として、相談員から母親への定期的な声かけや、母親へのレスパイトタイムの提供を提案したい。子育て支援であっても、いつも子どもとセットの支援だけでなく、母子分離での支援を行うことにより、母親が一人で過ごしたり休んだりする時間を提供することが期待される。子どもにとっても、母親以外の大人とつながることの経験は重要である。

6. 母子を孤立させないための仲間づくり

同じような悩みを持つシングルマザーが集い、繋がる場所や機会が必要である。

特にDVから逃れてきた女性たちは、これまでの全ての繋がりを断っている場合も少なくない。そのような彼女たちが同じような経験をした人と出会い、気持ちを共有し、自分らしさを取り戻し、自信を回復していくことのできる場所や機会と、そのための見守りや支援をできるサポーターからなる自助グループの育成が必要である。

7. 母子を孤立させないための地域づくり

母子が地域のなかで安心して生活していくためには、地域住民の理解と支援が重要である。そのため、地域住民を対象にDV研修を行い、DV被害への正しい理解と支援の必要性を、地域住民に伝える取り組みが必要である。地域住民がDVに対する正しい知識と支援について理解することによって、貧困と孤立に悩むシングルマザーと子どもたちへの支援の輪が広がることに繋がる。支援の輪が広がることは、子どもが親以外の信頼できる大人とつながることのできる仕組みをつくることをも意味する。

8. 多様な母子の支援の充実を

近年、外国籍のシングルマザーも増える傾向にある。外国籍のシングルマザーにとって、日

本での生活は、日本語という外国語での生活である。さらに子どもは日本で育っているため、子どもの母語は日本語という状況である。シングルマザーとその子どもとで母語が異なったり、日本語が不自由であったりするケースを想定し、外国籍のシングルマザーやその子どもに対しては、言語面での支援が必要である。

VII. 結び

最後に、今回のインタビュー調査にご協力して下さった女性たちに心から感謝申し上げる。DVについてだけ聞くのではなく、その後の生活再建についてのインタビューであったが、どうしても元のパートナーとの生活を振り返ることもあり、辛い思いもされたと推測される。

今回の調査がDV被害を経験したシングルマザーと子どもたちの、その後の生活改善につながる施策づくりに役立つことを心から願っている。

NPO法人女性と子ども支援センター「ウィメンズネット・こうべ」
代表 正井 禮子

<アドバイザー>

- ・神戸学院大学 現代社会学部教授 神原文子

<調査担当者>

- ・NPO法人女性と子ども支援センター「ウィメンズネット・こうべ」 代表理事 正井禮子
- ・神戸大学大学院法学研究科博士課程後期課程 鈴木幸恵
- ・「ウィメンズネットこうべ」スタッフ 三野敬子
- ・インタビュー・オブザーバー 精神科医 平野美紀

【イスタンブール条約について】

欧州協議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」2011年5月にイスタンブールで採択された、ヨーロッパにおいて女性に対する暴力とDVを根絶することを目的としてつくられた初めて法的拘束力がある文書。この条約は国際的に見ても最も包括的な内容である。（以下 本調査に関係する部分を抜粋して紹介する。33か国が批准、日本は批准していない）

- 包括的で総合的なアプローチ … 防止・保護・包括的政策・訴追がある
 - 訴追 … 加害者の訴追に関して、女性に対する暴力およびDVの様々な形態を犯罪とすることが締約国には求められる。すなわち、精神的暴力、ストーカー行為、身体的暴力、レイプを含む性的暴力、強制結婚、強制的女性性器切除、および中絶・不妊手術の強制などである。
また、これらの犯罪について、加害者への捜査や訴追に関しては、被害者による通報や告訴がなくても、また告訴の取下げがあっても、職権により手続を進めることができるとしている。
 - 厳しい監視機構 … NGOからの報告書やその他の情報。勧告の発行、WEBで閲覧可能等。
 - ジェンダーを考慮したアプローチ … 条約の実施と評価にジェンダー視点を入れる。女性と男性の平等のための政策を促進する。ジェンダーに基づく暴力を防止し、かつ女性をそのような暴力から保護するために必要な特別措置は差別と見なさない。
 - 人権に基づくアプローチ … 公的領域、私的領域の双方において、暴力から自由な生活を送る全ての者、特に女性の権利を促進し及び保護する。（4条1項）
 - 差別禁止 … 国籍 宗教 性自認 性的指向 移住者もしくは難民としての地位、その他いかなる理由があっても禁止する。
 - DVと女性に対する暴力を犯罪化する … セクシュアルハラスメントの犯罪化もしくは制裁措置に取り組む。
 - 性暴力 … 同意のない性行為は犯罪である。これは従前、現在の配偶者にも適用される（36条）
 - 政策において…被害者の権利があらゆる措置の中心に位置づけられる（7条2項）
 - 民間女性団体の重要な役割 … 女性に対する暴力防止のため、民間女性団体は、この条約の実施のあらゆる領域で重要である。民間女性団体は、専門的でジェンダーに配慮した、エンパワーメントとなるような支援を、暴力被害にあった女性とその子どもたちに提供するのに重要な役割を果たす。
 - 被害者への支援 … 被害者支援と保護の二つを並行して行うことを見越している。保健・福祉サービスによる一般的支援、経済的支援や住宅供給、教育、仕事を見つけるための教育及び訓練など、暴力被害を受けたすべての女性及びその子どもには、専門的な女性支援サービスを受ける権利がある。
 - 暴力からの保護の原則 … 暴力被害を受けた女性とその子どもに対してその場を離れる権利、及び住居に留まる権利を保障する。母親への暴力被害を目撃した子どもが、年齢にふさわしいカウンセリングを受けるように、措置することを求めている。
 - 女性のための電話相談 … 24時間365日すべての地域にシェルター（人口1万人1か所）。
- ★DVによる経済的損失 … 女性に対する暴力による1年間の損失は2280億ユーロでありGDPの1.8%市民一人あたり450ユーロが失われている。この損失のたった10%、市民一人あたり45ユーロを投資すれば損失を防止できる。人権という視点からみても、女性に対する暴力の防止と被害者支援への投資は、重要であると同時に、十分に報われる。
-

シングルマザーと家族に関するアンケート（集計表）

問1…年齢

| 最 少 | 最 高 | 平 均 | 中 央 値 |
|-----|-----|------|-------|
| 33 | 53 | 40.7 | 40 |

| 29歳以下 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45歳以上 |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 0 | 2 | 6 | 5 | 5 |

問2…居住地

| | | |
|-----|------|----------|
| 神戸市 | 神戸市外 | その他の兵庫県外 |
| 12 | 5 | 1 |

問3…ひとり親になった時期

| | 最 少 | 最 高 | 平 均 | 中 央 値 |
|------|-----|-----|------|-------|
| 本人 | 23 | 53 | 35.4 | 34 |
| 子の父親 | 23 | 62 | 39.3 | 39 |

| 29歳以下 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45歳以上 | 無回答 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 3 | 5 | 4 | 1 | 3 | 2 |
| 1 | 5 | 4 | 4 | 3 | 1 |

問4…ひとり親になった理由

| 離婚協議 | 調停離婚 | 裁判離婚 | 調停中 | 不 明 |
|------|------|------|-----|-----|
| 6 | 6 | 3 | 2 | 1 |

問5…最終学歴

| | 中 学 | 高 校 中 退 | 高 校 | 大 学 中 退 | 専 門・短 大 | 大 学 | 大 学 院 | 不 明 |
|------|-----|---------|-----|---------|---------|-----|-------|-----|
| 本人 | 2 | 0 | 5 | 0 | 6 | 5 | 0 | 0 |
| 子の父親 | 1 | 2 | 4 | 1 | 0 | 4 | 4 | 2 |

問6…離婚理由（複数回答）

| 性格が合わない | 身体的暴力 | 異性関係 | 生活費を渡さない | 精神的虐待 | 浪費する | 家庭を捨てて省みない | 家族・親族との折り合いが悪い | 酒を飲みすぎる | 差別 | 借金 | その他 |
|---------|-------|------|----------|-------|------|------------|----------------|---------|----|----|-----|
| 12 | 5 | 3 | 5 | 16 | 6 | 3 | 10 | 4 | 5 | 5 | 2 |

問7…子どもの状況

| 男 | 女 |
|----|----|
| 19 | 14 |

年齢

| 未就学児 | 幼・保 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | それ以上 |
|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 0 | 1 | 21 | 5 | 4 | 2 |

同居の有無

| 同 居 | 別 居 |
|-----|-----|
| 31 | 2 |

問8…子ども以外の同居家族

| あなたの親・祖父母 | あなたの兄弟姉妹 | 離死別した元配偶者の親やきょうだい | いない（子どものみ） | 恋人、または内縁の夫 | その他 |
|-----------|----------|-------------------|------------|------------|-----|
| 2 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 |

問9…就業形態

| 経営者・役員 | 正社員・正規職員 | 契約社員・嘱託社員 | パート・アルバイト・臨時職員 | 派遣社員 | 自営業主 | 自営業の手伝い | 家庭で内職・在宅ワーク | 無職 | その他 |
|--------|----------|-----------|----------------|------|------|---------|-------------|----|-----|
| 0 | 3 | 0 | 6 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 | 1 |

仕事の種類

| 自 営 | 民間企業 | 非営利団体 | 公 務 | その他の | 無回答 | 無 職 |
|-----|------|-------|-----|------|-----|-----|
| 0 | 7 | 1 | 3 | 0 | 2 | 5 |

給与の算定基準

| 月 給 | 日給月給 | 週 給 | 日 給 | 時 給 | 出来高給 | 請負給 | その他 | 無回答 | 無 職 |
|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 7 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 |

通常の勤務時間帯

| 9~17時 | 昼間7時間程度 | 昼間3、4時間程度 | 交代勤務で7時間以上 | 週1日7時間程度 | 夜間7時間程度 | 夜間3、4時間程度 | 早朝3、4時間程度 | 定まっていない | その他 | 無回答 | 無 職 |
|-------|---------|-----------|------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|-----|-----|-----|
| 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 5 |

問 10…仕事内容（自由記述のため省略）

問 11…資格の有無

| | |
|----|-----|
| はい | いいえ |
| 13 | 5 |

問 12

| | 雇用保険 | 労災保険 | 厚生年金 | 国民年金 | | | 健康保険 |
|---------|------|------|------|------|--|--------|------|
| 加入している | 7 | 4 | 7 | 5 | | 健康保険 | 7 |
| 加入していない | 6 | 6 | 5 | 2 | | 国民健康保険 | 4 |
| わからない | 0 | 2 | 0 | 0 | | 入っていない | 2 |
| 無回答／無職 | 5 | 6 | | 11 | | 無回答 | 5 |

問 13…収入

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | ほとんどない | 50万円未満 | 50万円-100万円未満 | 100万円-150万円未満 | 150万円-200万円未満 | 200万円-250万円未満 | 250万円-300万円未満 | 300万円-350万円未満 | 350万円-400万円未満 | 400万円-450万円未満 | 450万円-500万円未満 | 500万円-600万円未満 | 600万円-700万円未満 |
| 世帯総収入 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | 3 | 4 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| あなたの就労収入 | 4 | 0 | 5 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |

問 14…助けてくれた人の人数

| | | | | | |
|----|----|----|----|------|-----|
| 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | それ以上 | 無回答 |
| 6 | 5 | 3 | 0 | 2 | 2 |

助けてくれた人と本人の関係性

| | | | | | | | |
|---|----|-------|-----|-------|-----|-----|-------------|
| 親 | 兄弟 | 親せきの人 | 友 人 | 職場の同僚 | その他 | 無回答 | 助けてくれた人はいない |
| 6 | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 6 |

もっとも助けてくれた人の年齢

| | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|-------|-----|-------------|
| 29歳以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | 無回答 | 助けてくれた人はいない |
| 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 4 | 3 | 6 |

もっとも助けてくれた人の交流頻度

| | | | | | |
|-----|--------|------|-----|-----|-------------|
| 毎 日 | 週 1 以上 | 月 数回 | 月 1 | 無回答 | 助けてくれた人はいない |
| 1 | 0 | 4 | 2 | 5 | 6 |

もっとも助けてくれた人の地理的距離

| 同居 | 同一市内 | 他市 | 同一都道府県 | 他の都道府県 | 無回答 | 助けてくれた人はいない |
|----|------|----|--------|--------|-----|-------------|
| 1 | 3 | 2 | 0 | 1 | 5 | 6 |

問 16…ひとり親になった時、お子さんを自分の手で育てようと思いましたか？

| 育てようと思った | 育てたいが迷いもあった | 親、親せきに預けようと思った | 施設に預けようと思った | 友人に預けようと思った | その他 |
|----------|-------------|----------------|-------------|-------------|-----|
| 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

問 17…養育費を受け取っていますか

| 定期的に受け取っている | 不定期だが受け取っている | 受け取ったことはあるが今は受け取っていない | 受け取っていない |
|-------------|--------------|-----------------------|----------|
| 7 | 0 | 4 | 7 |

問 18…（養育費を受け取っていない方）養育費を受け取りたいですか

| 受け取りたい | 受け取りたくない | 受け取れない | 無回答 | 養育費を受け取っている |
|--------|----------|--------|-----|-------------|
| 4 | 4 | 2 | 2 | 6 |

問 19…お子さんの父親と面会交流を行なっていますか

| はい | いいえ | 無回答 |
|----|-----|-----|
| 5 | 12 | 1 |

頻度

| 月1 | 二月に一度 | 年数回 | 年一回 | 無回答 | 面会交流を行なっていない |
|----|-------|-----|-----|-----|--------------|
| 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 12 |

問 20…面会交流で気になっていること（自由記述のため省略）

問 21…現在の住まいについて

| 持ち家 | 公営住宅 | 両親あるいは親せきの家 | 民間のアパートやマンション | 社宅、会社の寮など | 母子自立支援施設(母子寮)、民間のシェルター | シェアハウス | そのほか |
|-----|------|-------------|---------------|-----------|------------------------|--------|------|
| 2 | 1 | 3 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |

問 22…住まいの広さ

| ワンルーム | 1DK～1LDK | 2DK～2LDK | 3DK～3LDK | 4DK以上 | 無回答 |
|-------|----------|----------|----------|-------|-----|
| 0 | 3 | 6 | 8 | 0 | 1 |

問 23…家賃

家賃の有無

| あり | なし |
|----|----|
| 13 | 5 |

民間賃貸物件に居住する人の家賃の額 (円)

| 最 小 | 最 大 | 平 均 | 中 央 |
|--------|---------|--------|--------|
| 47,000 | 102,000 | 60,333 | 60,000 |

| 4万円未満 | 4万円台 | 5万円台 | 6万円台 | 7万円台 | 8万円台 | 9万円台 | 10万円以上 |
|-------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 1 | 2 | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 |

問 24…住居を探す時に困ったこと（複数回答）

| 家賃が高い | 希望の場所に物件がない | 連帯保証人が見つからない | 不動産屋で足元を見られた | 保証金など初期費用が確保できない | 公営住宅になかなか入れない | シングルマザー向け住宅情報がない、探せない | 保証会社の審査が通過しない | その他 | 特に困ったことはなかった | 無回答 |
|-------|-------------|--------------|--------------|------------------|---------------|-----------------------|---------------|-----|--------------|-----|
| 7 | 5 | 2 | 0 | 4 | 4 | 4 | 1 | 2 | 4 | 1 |

問 25…利用した公的制度や施策（複数回答）

| 福祉担当課相談窓口 | 母子センターの相談・講習 | 地域就労支援センター | 児童扶養手当 | 生活保護 | 医療費の助成 | 就学援助制度 |
|-----------|--------------|------------|-----------|-----------|--------|--------|
| 6 | 4 | 0 | 11 | 5 | 16 | 15 |
| 特別児童扶養手当 | 母子世帯向け公営住宅 | 休日保育事業 | 水道料金の福祉割引 | 市営の交通料金割引 | 遺族年金 | 障害者年金 |
| 1 | 0 | 1 | 0 | 10 | 0 | 0 |

問 26…現在の生活意識

| | 現在、自分の生活は充実している | 将来に希望を持っている | ありのままの自分を認めてくれる人がいる | 今の生活はつらいことが多い | 働いても働いても生活が楽にならない | 仕事と子育てで、心身ともに余裕がない | いろんなプレッシャーに、押しつぶされそうな気持ちになる | いつもまわりの人の目が気になる | どこまでがんばればいいのかわからない |
|------------|-----------------|-------------|---------------------|---------------|-------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------|--------------------|
| あてはまる | 6 | 2 | 8 | 1 | 5 | 7 | 7 | 3 | 9 |
| ややあてはまる | 4 | 5 | 4 | 3 | 3 | 4 | 8 | 6 | 3 |
| あまりあてはまらない | 5 | 5 | 3 | 8 | 3 | 3 | 0 | 2 | 3 |
| あてはまらない | 2 | 3 | 1 | 4 | 1 | 2 | 2 | 5 | 2 |
| わからない | 0 | 2 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 無回答 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 |

ウィメンズネット・こうべは、こんな活動をしています。

(<http://wn-kobe.or.jp/>)

DV被害に苦しむ女性や子どもの支援

- 電話相談（月・水・金曜日10:00～16:00、年間約600件）
- 面接相談（月・水・金曜日10:00～16:00、年間約100件）
- 同行支援（平日10:00～16:00、年間約150件）
- シェルターの運営（年間約25組、のべ312組）
- DV被害者のための自助グループ



電話相談 TEL 078-731-0324

女性やシングルマザーと子どもの居場所『WACCA』の運営

他団体との連携

女性に対する暴力をなくすための活動

- 中・高校生や大学生を対象としたデートDV防止授業（年間約2万人、のべ19万人）
- DV被害者のためのセンター養成講座
- 会報、ホームページなど、女性のための情報発信

居住支援

- 住宅の確保が困難なシングルマザーや離婚を考えている女性など、住宅の確保が困難な人に対して、入居相談、見守りなどを行っています

男女共同参画社会の実現をめざした学習会・講演会の開催

- 講座実施
 - 講師派遣
 - …女性や子どもへの暴力防止に関する研修
- 内 容：セクハラ、DV・デートDV防止、DVと子どもへの影響、性暴力、災害と女性等
実 績：保育所・学校・大学・NPO・企業や行政・警察・消防等の関連機関で実施。

1. DVは個人的な問題ではなく、社会全体で解決すべき問題です。
2. あなたの姉妹、友人、隣人、職場の同僚がDVで苦しんでいるかも知れません。
3. DV防止や被害者を支援することは、地域社会に安心と希望をもたらします。

WACCAの運営

女性やシングルマザーと子どもの居場所 『WACCA』の運営及び生活再建の支援活動



WACCA（わっか…women and children care center）は、さまざまな困難を抱え、孤立しがちな女性やシングルマザーとその子どもたちが、安心できる場、仲間にでいい、ホンネで話せて、自分らしさを取り戻せる、そんな居場所づくりをめざしています。



シングルマザーと子どもたちのエンパワメントと仲間づくり

- ◆ シングルマザーのための講座や語り合いの場などを開いています。(月1回日曜日)
- ◆ 野外のレクレーションや、クリスマス会、お楽しみ会などもあります。



女性たちの居場所・仲間づくりの場

- ◆ 女性のための相談（時間予約制）
- ◆ DV・性暴力被害女性のための自助グループ（事前予約）
- ◆ ほっとカフェ
- ◆ 絵本カフェ
- ◆ からだほぐし
- ◆ プラネタリウム
- ◆ フリースペース
- ◆ 森のアロマ
- …など



女性たちの学びの場・就労準備の場

高卒認定試験や、看護学校など専門学校受験、資格取得のための学習をサポートしています。保育付きで勉強できる場です。また、仕事に就く前のウォーミングアップの場ともなっています。



子どもの学習支援・居場所づくり

《対象》 ひとり親家庭の小中学生

小学4年から中学3年の子どもたちを対象に無料で学習のサポートをしています。（火水金17:00～20:00）社会人や学生ボランティアが学力の不足を補うだけでなく、一緒に遊んだり話し相手になったりして大人への信頼を取り戻す場所になっています。
「こどもひろば」を水曜日開設。



活動をご支援ください

活動の趣旨に賛同していただけるみなさまに寄付をお願いしています。

ウィメンズネット・こうべは2015年3月に認定NPO法人の資格を取得しました。

★認定NPO法人に寄付すれば、寄付金控除が受けられます。

支出した寄付について税制上の優遇措置が講じられます。

① 認定NPO法人に寄付を納入する。 →② 控除を受けるために確定申告をする。

(企業であれば損金算入が認められています。)

このような手続きを経て寄付者は最大4割程度の税金の控除が受けられます。

★寄付の方法については下記のとおりです。

① 銀行振り込み 三井住友銀行 須磨支店 (普通) 3803910

名義人 N P O 法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ

※銀行振り込みでご寄附をいただける場合はお手数ですが、

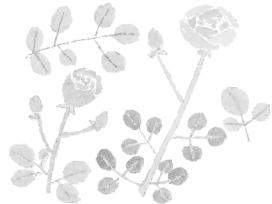
お名前・ご住所を別途、メールあるいはFAXで必ずお知らせください。

メールアドレス womens-net-kobe@nifty.com

FAX 078-734-1308

② 郵便振替 郵便振替口座 : 00990-3-330322

加入者名 : 女性と子ども支援センター



★あなたの遺産の一部を社会貢献に使われませんか？

遺贈（遺産の寄附）をお考えの方も、ご相談ください。

ご寄付は相続税の課税から除外されます。

企業の
CSRご担当者様へ
支援のお願い

支援活動のための寄付金・支援物資等を受け付けています。
また、貴社の社員向けに「DV・データDV防止」、「DVと子どもへの影響」、「男女の対等なパートナーシップを築く」、「セクシュアル・ハラスメント防止」講座などさせていただきます。

物品提供ご支援
ボランティア募集

ウィメンズネット・こうべでは、シェルター生活者への食品、日用品など物品の支援もお願いしています。物品の提供をお願いできる方は、事前にご相談ください。

- 電話相談・つきそい支援・シェルター・事務・広報・パソコン・ファンドレイジング経験者・関心のある方等、ボランティア歓迎！
- DVに理解がある・支援したい不動産屋さん、引越し屋さん、弁護士、司法書士、医師の情報をお寄せ下さい。
- 保育・学習支援のできる登録ボランティア募集しています。
- 安心できる住居（アパート・空家）や仕事をご提供下さい。

会員募集

正会員 1□ 10,000円 (総会の議決権あり)
賛助会員(個人) 1□ 3,500円 (総会の議決権なし)
団体会員 1□ 10,000円 (総会の議決権なし)

《振込口座》 郵便振替口座 00990-3-330322

加入者名 女性と子ども支援センター

DV被害を経験したシングルマザーと子どもに関する実態 聴き取り調査報告

発行年 月 2019年10月

編集・発行 認定NPO法人女性と子ども支援センター
ウイメンズネット・こうべ
〒650-0022 神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル1F
TEL/FAX 078-734-1308
E-mail : womens-net-kobe@nifty.com
URL <http://wn-kobe.or.jp/>

販売価格 1,000円

**DV被害を経験したシングルマザーと子どもに関する実態
聴き取り調査報告**

認定NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ
TEL/FAX 078-734-1308
Email womens-net-kobe@nifty.com

